

### 第392回南国市議会定例会会議録

第5日 平成28年9月16日 金曜日

#### 出席議員

1番 神崎隆代君	2番 植田豊君
3番 浜田憲雄君	4番 山中良成君
5番 岩松永治君	6番 西川潔君
7番 土居恒夫君	8番 高木正平君
9番 有沢芳郎君	10番 中山研心君
11番 前田学浩君	12番 村田敦子君
13番 岡崎純男君	14番 小笠原治幸君
15番 野村新作君	16番 浜田和子君
17番 浜田勉君	18番 土居篤男君
19番 福田佐和子君	20番 西岡照夫君
21番 今西忠良君	

＊

#### 欠席議員

なし

＊

#### 出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 平山耕三君
副市長 吉川宏幸君	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦君
財政課長 渡部靖君	企画課長 松木和哉君
情報政策課長 崎山雅子君	危機管理課長 中島章君
税務課長 山田恭輔君	市民課長 島本佳枝君
子育て支援課長 田内理香君	長寿支援課長 原康司君
保健福祉センター 所長 岩原富美君	環境課長 島崎哲君
農林水産課長 村田功君	商工観光課長 長野洋高君
建設課長 松下和仁君	地籍調査課長 古田修章君
都市整備課長 若枝実君	上下水道局長 西川博由君

会計管理者兼 参事兼会計課長	橋田裕子君	福祉事務所長	中村俊一君
教 育 長	大野吉彦君	教育次長兼 学校教育課長	竹内信人君
生涯学習課長	谷合成章君	監査委員局長	細川千秋君
農業委員会 事務局 長	土橋 愛君	消 防 長	小松和英君

\*-----\*

#### 議会事務局職員出席者

事務局 長	秋田節夫君	次 長	公文知子君
書 記	岡崎辰彦君		

\*-----\*

#### 議事日程

平成28年9月16日 金曜日 午前10時開議

#### 第1 一般質問

\*-----\*

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

\*-----\*

午前10時 開議

○議長（西岡照夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

\*-----\*

#### 一般質問

○議長（西岡照夫君） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。5番岩松永治君。

〔5番 岩松永治君登壇〕

○5番（岩松永治君） おはようございます。通告に従い順次質問をさせていただきますので、それぞれ御答弁をよろしくお願ひします。

まず初めに、街路灯設置について質問します。

去る8月21日日曜の19時に植田公民館へ植田と久礼田の保護者約30名に集まっていたき、街路灯設置についてのお話をお伺ひしました。子供たちが通学している道路に街路灯が設置さ

れていないことで、子供たちと保護者の皆さんがどう思っているのかを聞かせていただき、皆さんがどれだけ不安で心配な気持ちでいるのかがわかりました。

久礼田地区の中高校生は、主に自転車で通学しています。今回は、主に植田と久礼田東地区から中高校へ通学している道路への街路灯設置についてです。

これに該当するのは、土佐山田高校、高知農業高校、東工業高校、岡豊高校等への自転車通学と、J Rを利用して高知市内の中高校へ通学するために各駅まで自転車で通学している子供たちとなります。

現在、久礼田地区から県立土佐山田高校への自転車通学を初め、J Rの利用と自転車通学で高知市内の中学校また高校へ通学している子供が約25名います。J Rを利用する通学は、土佐山田駅、山田西町駅、後免駅の3つの駅を利用し、駅までは自転車で走っています。

まず、1つ目の通学経路です。

県立土佐山田高校への通学とJ R土佐山田駅、または山田西町駅を利用して高知市内への通学は、植田団地南から新改川にかかる植田橋を渡り、長岡地区陣山を経由して通学しています。

次に、高知農業高校、東工業高校、岡豊高校等への通学とJ R後免駅を利用して高知市内への通学は、植田団地より南進し、新田橋と国分川橋を渡り、香南清掃組合前を西向きに通学しています。

今までに、これらの通学コースで待ち伏せされて不審者に声をかけられたり、後をつけられたり、手を捕まれるなどの事例が数件起きており、怖い思いをした子供たちがいます。その全ては、夕方または日が暮れてからであり、被害に遭ったほとんどが女の子でした。また、帰りが夜になり、周囲の明かりが全くないところでは、自転車の明かりだけでは道路が見えないこともあるため、転倒してのけがや、それにより散らばった学習用具等の荷物を探すのに苦労したこともあるそうです。

この2つの通学コースについては、車で通っただけではわかりにくいので、私自身が真っ暗な中を自転車で実際に通ってみました。ほとんどの大人は車で通るために、子供たちの本当の気持ちがわからない方も多いのではないのでしょうか。私はまず通ってみて、大人でも本当に怖いと感じるのに、子供たちはもっと怖い思いや不安な気持ちで毎日帰宅していただろう、そしてその不安な気持ちに今まで気づいてあげられなかったことに対して申しわけない思いでした。

私が今説明したコースを、子供たちの目線になって実際に自転車で通ってみてください。きっと私と同じ思いになるはずです。草が伸びているため、夜間に人が隠れていても全く気づかない箇所があり、これも大変危険です。

街路灯設置のお願いをしている箇所は、実際に暗くなってからその場所へ行ってみないと本当に必要かどうかわかりません。暗闇を通行して初めてわかることですが、遠くに明かりが見えるだけで何とも言えない安心感と、その明るい場所を通るときは本当に安心します。

第4次南国市総合計画では、第3部基本計画の3に交通安全・防犯・消費者対策の推進とあり、施策の方針では、「交通安全対策として施設整備や通学路等の点検を推進するとともに、交通安全についての啓発を行い、交通事故のないまちづくりを目指します。また、犯罪のない地域づくりを目指し、関係機関と連携し、地域ぐるみの防犯対策を強化します」と明記されています。

そして、主要施策の(1)交通安全施策の整備では、「交通危険箇所の改良に取り組む」と記されており、さらに(3)防犯対策の推進では、「防犯対策として効果の高い街路灯の維持管理を適切に実施します」と書かれています。このことから街路灯設置は必要性が高く、これからの南国市にとっても大変重要な事案の一つであると考えます。

暗い原因は、街路灯が設置されていないからだけでなく、民有林が茂り、ガードパイプを超え、歩道にまで垂れ下がっていることも原因の一つです。夜間は人通りも少なく、暗く寂しい危険な場所があり、交通安全対策と防犯対策の2つの視点から考えても、一日も早い街路灯の設置が安全・安心につながることは明白です。

街路灯については、通学路全てのコースをカバーすることは不可能です。通学コースの途中には別の道が交差した箇所があり、そういった箇所や、特に危険と思われる箇所を選定しての設置が必要です。

久礼田地区には、現在ゼロ歳から15歳までの子供たちが363人います。この子供たちの中からも、いつかはこの危険である路線を利用して通学する子もいるでしょう。今、目の前にある課題を先送りせずに早急に解決することが、第4次南国市総合計画の基本目標1にある安全・安心のまちづくりにつながります。

以上のことから、早急な街路灯の設置が必要であると考えます。この難しい課題を子供たちのために解決していただけるように心からお願いをいたします。

また、山田方面の通学路への街路灯設置では、香美市に関係する箇所もありますので、香美市への設置の要望については、今後どのように対処していただけるのかをお聞きします。

次に、道路の占用についてです。

道路占用とは、道路上や上空、地下に一定の施設を設置し、継続して道路を使用することを道路の占用と言います。該当例として、電気、電話、ガス、上下水道などの管路を道路の地下

に埋設することや、道路の上空の看板、家屋、店舗の日よけ等が道路の占用となります。

道路を占用する場合には、道路法第32条にあるように、道路を管理している道路管理者の許可を受ける必要があります。南国市では、南国市道路占用規則第3条にある道路占用許可申請書がこれに当たります。つまり、道路占用許可というのは、物を道路に設置し、継続的にその部分を使用することについて許可が必要であるということです。

道路の占用をするためには工事等が必要となりますので、同時に道路使用許可も必要となってきます。道路使用許可とは、道路交通法第77条1項の規定に基づき、交通管理者である所管警察署が出す許可です。

道路使用というのは、物を設置すること自体、もしくは物の設置に限らず、一般的な通行以外の方法による使用行為について許可が必要だということです。わかりにくいかもしれませんが、例えば看板の設置の工事のために、一時的に道路を使用する場合に必要なのが道路使用許可となり、その看板を継続的に設置する際に必要になるのが道路占用許可です。

それでは、お伺いします。

- 1、南国市で道路占用許可を受けるための手続の詳細。
- 2、無許可占用やその他の違反はないのか、また違反があった場合の対処方法。
- 3、市民から道路占用に対しての苦情等があれば件数も含めて詳細と、それらへの対処はどのようにされているのかを詳しい説明をお願いします。

私が一番把握している箇所で、後免町商店街南から入り、南国中央病院へ曲がった道路の件であります。これまでの対応と今後どのように解決していくのかをお聞きします。

商店街の道路については、コンクリート製の鉢を固定して置き、長期間占用しています。それにより道路の幅が狭くなっているために何度か事故も起きており、通行する全ての人に迷惑をかけています。担当課が地主さんへのお願いも含め、動いていただいていることには感謝しています。しかし、いつまでたっても同じことの繰り返しで、解決の糸口が見えてきません。市道と土地との境界が曖昧で、その根拠も双方に見当たらないとも聞いています。だからといって道路を占用していいことにはなりませんし、それを許しておくこともできないと思います。そもそも占用違反なのか、そうでないのかもわからないのかもしれませんが、しかし、道路を通行する皆さんは、長年道路と認識して通行しており、舗装された道路の一部が自分の土地だと主張すること自体が私には理解できません。

今確実に言えるのは、無断占用の可能性が高いということです。無断占用についての対処は、道路法でも示されています。担当課としてこの件は無断占用と捉えているのか、それとも違反

ではないと捉えているのか、どちらの判断をされているのかをお聞きします。

次に、自主防災組織についてお聞きします。

ことしも地震、台風やゲリラ豪雨による災害が多く発生しています。これまでも自主防災組織については質問してきました。南国トラフ巨大地震発生時だけでなく、さまざまな災害時にも素早く的確な対応ができる自主防災組織活動のさらなる活性化を願い、再度幾つかの質問と提案をさせていただきます。

南国市の自主防災組織の充足率は高く、連合化も進められています。これは、東日本大震災の影響が一番大きいと思います。結成当初は、皆の士気も高く、各組織での訓練や研修も盛んに行われていたことと思います。では、今はどうでしょうか。やはりこれだけ多くの組織ができると、活動に差が生じてきているのではないのでしょうか。積極的か消極的か、これは活動自体の参加者が多いか少ないか、つまり自分たちが住む地域での自主防災意識の高低がその活動にあらわれていると言えます。自主防の活動がマンネリ化し、何をしていたかわからないといったところもあるかもしれません。

そこで、お伺いします。

危機管理課として、自主防災組織の活動状況をどのくらい把握されているのか、そして活動報告等の提出をいただいているのかをお聞きします。

組織数が多いため、全組織に対して定期的に連絡をとり、聞き取りをするには無理があると思います。しかし、今後は自主防災組織の活性化を考える上で、全組織の活動状況と課題の把握は必要となってきます。

そこで、自主防災組織活動チェックリストを作成してみたいはいかがでしょうか。特に参考にしたいのが、広島県の自主防災組織活性化マニュアルです。これは、自主防災組織が抱える課題を解決する一助として自主防災組織活性化プロジェクトを開始し、モデル組織での活性化の取り組みを実施し、その成果を踏まえ、自主防災組織の活動活性化の参考資料となるマニュアルです。その中に、自主防災組織活動チェックリストがあります。これを使えば自分たちの組織がどのくらいの活動ができているのかを確認するだけでなく、足りないところ、つまり課題を見つけやすくなっています。それにより、今後の活動に大いに役立つだけでなく、担当課としても活動状況と課題の把握が容易にできて一石二鳥です。

広島県の自主防災組織活性化マニュアルは、そのほかにも参考になることが多くあります。ぜひ南国市でも取り組んでいただけないでしょうか。担当課長の御所見をお伺いします。

以上で1問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。建設課長。

〔建設課長 松下和仁君登壇〕

○建設課長（松下和仁君） おはようございます。岩松議員さんの御質問にお答えいたします。

1点目の街路灯についてであります。岩松議員さん言われるとおり、第4次南国市総合計画にも交通安全施策として施設整備や通学路の点検を推進するとともに、交通事故のないまち、犯罪のない地域づくりを目指すことと明記されております。

また、今回議員さんが言われている植田団地より南へ進み新田橋へと続く農道や、植田団地より新改川にかかる植田橋を渡り香美市へと続く市道、また香南清掃組合ごみ焼却場東側を南北に延びる市道廿枝三島線の3路線についてであります。集落と集落を結ぶ市道や農道で、家屋の明かりも少なく、真っ暗な状況で高校生や一般市民が自転車等で通行するには危険であると確認いたしました。

今後は、暗くなる時間も少しずつ早くなってきます。街路灯を設置し、3路線を利用している市民の不安を取り除いていくことが、第4次南国市総合計画の基本目標にある安全・安心のまちの実現につながると考えます。限りある財源の中ではありますが、今後早期に現地を精査し、設置費用の算出を行い、また12月補正への財源確保も視野に入れながら、関係各課並びに地元地権者、地元関係者とも十分に協議をして、街路灯の設置、LED蛍光灯設置に取り組んでまいります。

また、香美市との行政境の街路灯についても香美市と十分協議を行いながら、早期実現に向けて取り組んでまいります。

2点目の道路占用についてであります。まずは議員さん問われている3つのことについて御説明いたします。

1つ目、南国市で道路占用の許可を受けるための手続についてであります。敷地への進入路のため水路の上空に橋を設置する場合や、水道管や下水道管を埋設する場合などは、南国市道路占用規則第3条により、道路許可申請書に平面図、位置図、断面図、構造図等を添付し、建設課へ提出して、南国市長の許可を得る必要があります。

2つ目、無許可占用やその他の違反があった場合の対処法についてであります。年間二、三件ぐらい市民からの無許可の占用ではないかとの問い合わせをいただきます。その都度、現場を確認して地権者を調べ、連絡をとります。事後になりますが、占用許可申請書を提出して許可を得るよう、市で指導しております。

3つ目、市民からの道路占用に対する苦情とその対応についてであります。自分の土地

の境界が道路の中に存在すると主張される市民が、道路に石や物を置き、道路を通行できない場合は、市民からの連絡や南国警察署からの連絡により知るわけですが、即座に建設課が撤去しております。

次に、後免町商店街から南国中央病院へとつながる市道において、これまでの対応と、今後どのように解決していくかについてであります。指摘の場所は、南国市合併前の昭和10年及び12年に後免町が購入して町道、現在の市道とした場所で、購入時の面積は約83平方メートルとなっており、現在舗装された部分は、これよりも大きい面積となっておりますが、広がった部分は市の名義とはなっておりません。

平成23年に舗装部分に植木鉢などを置かれ、道路が狭まったということで、地元からの改善の要望が出されました。地権者の方に撤去をお願いしていましたが、地権者は、舗装はさせたが道路に提供した覚えはないと主張されました。地権者に対し、市道の保全のため障害物を撤去し、原状回復するよう措置命令を市長名で送付し、平成24年には顧問弁護士名で撤去の通知書を送付しましたが、地権者には撤去の意思はないということで、現在のままとなっております。境界が確定している場合は強制撤去が可能であります。この場合は地元関係者と地権者との意見の相違により、境界は未確定となっております。

今後の対応といたしまして、地元の方も含め、地権者と立会を行いまして、市道との境界確定を行い、道路内障害物であれば、撤去するよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 危機管理課長。

〔危機管理課長 中島 章君登壇〕

○危機管理課長（中島 章君） おはようございます。岩松議員さんの御質問につきましてお答えいたします。

自主防災組織の活動状況につきましては、みんなで備える防災対策事業の補助事業で訓練の実施を必須項目としており、実績報告書の中で活動報告がなされていますが、全体として把握できておりません。この補助事業を活用している団体は、平成27年度、48組織、平成26年度、58組織であり、この2年では実質68組織が活用しており、全体数156組織からは多いとは言えません。訓練を実施してるにもかかわらず、申請手続が面倒であるので申請をしていない団体もあることから、今年度から訓練実施の要件はそのまま、簡便な申請手続に見直しを行い実施をしております。

また、南海トラフ地震対策推進週間に行っております県内一斉避難訓練では、事前に各自主

防災組織に訓練の呼びかけを行い、実施後に報告をしていただくようにしております。今年度は、台風の影響などでサイレン放送は取りやめましたが、訓練を実施された自主防災組織もあると聞いております。自主防災組織に対しては、訓練や研修の案内や呼びかけ、また訓練の相談についても行ってありますが、その活動状況については、全体として把握できてはいない状況であります。

次に、自主防災組織の活動チェックリストの作成についての御提案であります。地震や台風などの自然災害に対し、自分の命は自分で守る自助、隣近所の人たちと助け合う近助、そして自分たちの地域は自分たちで守る共助、この共助の役割を担うのが自主防災組織となります。今年度、1団体組織されました。現在157組織の自主防災組織となりましたが、次の役員になる人がいない、自主防ができてずっと会長をしている、防災訓練に参加する人が固定化している、少なくなっているなど、そのような相談も受けております。

共助を担う自主防災組織の取り組みは、地域によってさまざまであり、自主防災組織の活動について個々の団体がどこの部分の活動が弱いのか、また強いのかをチェックするという点検は、今後の活動の活性化や継続性において大変重要なことだと思います。また、市の支援・協力についても、どこの部分に重点を置く必要があるのか、課題はどこであるのかを把握することにもつながります。

議員からの御提案のありました自主防災組織活動チェックリストの作成につきましては、それを活用することにより、自主防災組織の防災対応能力の向上や、防災意識の向上につながると考えますので、その取り組みについては検討していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 5番岩松永治君。

○5番（岩松永治君） それぞれ御答弁いただきました。

まず、街路灯設置については、現地確認もしていただき、先ほど課長が3路線と言いましたので3路線と言いますけれども、3路線の危険性を十分理解していただいたと思います。

先ほどの建設課長の答弁では、12月補正への財源確保も視野に入れて、地元地権者、地元関係者とともに十分に協議を行いながら街路灯設置に取り組んでいただけるということで、前向きな答弁をいただきました。

私が自分なりに街路灯設置に係る予算について調べました。8.7ワットのLED、これは蛍光灯で言えば20ワット相当の照度であります。15カ所設置する費用は、電柱利用する場合1カ所約5万円、15カ所では75万円、電柱を新たに立てての設置費用は1カ所約15万円で、15カ

所では225万円となります。これが初期費用となります。そして、今後さらにそれらを維持していく費用は、主に電気料金となります。LED 1灯当たり月に170円ほどとなり、30灯分では年間6万1,200円です。設置業者によって違いはありますが、初期費用が約300万円の予算で子供たちの安全と安心につながるならば、決して高くはありません。維持費についても電気料金も安いですし、LEDであれば長期間交換も必要ありません。

そこで、この間植田公民館で集まった保護者の方からいただいた手紙を読ませていただきます。

我が子が高校受験を控え、高校生になったら通学はどうするのかと考えるまで余り気にしていなかったのですが、後免方面、土佐山田方面、どちらも自転車で通うには日没の時間帯は余りにも暗過ぎる。もし自分が通うなら怖いなと思いました。私は県外で子供の時代を過ごしており、通勤、通学時は夜でさえ真っ暗闇ということはありませんでした。自然豊かで子育てに当たってはお気に入りの環境である高知ですが、子供が成長し、自分で広範囲に行動し始めるころになると、こういう不便や不安が出てくるのだなと思いました。それは、高知では当たり前で、みんなそうやって成長して大人になっているので仕方がないのかとも思っていました。

我が子が受験前の冬、夕暮れ後に犬の散歩をしていると、真っ暗闇の土佐山田方面から自転車の小さな明かりが移動してこちらへ向かってきます。団地へ帰ってくる中学生です。たまに車のライトが周りを明るくしてくれますが、車はすぐに行ってしまいます。保護者の方はさぞ心配だろうなと思いました。また、犬がまだ子供で、夜10時過ぎに外へトイレに連れ出さなくてはいけない時期がありました。すると、真っ暗闇の後免方面から久礼田へ帰る高校生らしき自転車が走っていくのを何度も見かけました。正直驚きました。

学生時代には自転車通学をしていたけど、今はもう大人になり、車、バイク、または県外で暮らしている方もおられると思います。自転車で通う時期は短く、泣き寝入りで声を上げることなく我慢していたのかもしれないと考えるようになりました。

現在我が子は後免駅まで自転車で通っており、朝は始発列車、帰りは20時前に帰ってきます。春からだんだんと明るくなってきましたが、これからは暗くなる一方です。本人は、俺の自転車のLEDはバイク並みの性能だから大丈夫だと言いますが、それは走っているから光っているのであって、万が一トラブルで動けなくなれば、通過する車にも気づいてもらえないのではないかと不安です。なので、学校では所持を禁止されている携帯電話を緊急用にこっそりと持たせています。せめて街灯があればと強く望みます。という内容です。

この手紙には、あの危険な路線を通行している子供たちを毎日毎日不安な気持ちで待ってい

る親の切実な願いが、思いが一番詰まっています。植田公民館でも皆さんそのとおりで賛同していました。

そこで、お聞きします。

早期に設置費用の算出をし、設置に向けて取り組むとのことですが、仮に12月補正での財源確保ができて、設置するまでは時間差が生じます。今後は、日に日に暗くなる時間が早くなってきます。先ほどの手紙でも言いましたが、子供たち、保護者、そして地域の皆さんは、一日でも早い設置を願っています。一日でも早く街路灯を設置することが、不安を取り除く一番の解決策です。電柱に設置できる箇所だけでも現行予算で早急に設置していただけないでしょうか、お聞きします。

次に、道路占用についてですが、まず原状回復のための措置命令と撤去の通知を出されたということは、無断占用で違反していると捉えているということと、境界の確定がされれば強制撤去ができるかもしれない、ということがわかりました。

最初の要望から既にもう5年が過ぎようとしています。あと何年待てばいいのでしょうか。難しい問題ではありますけれども、いつまでも未解決では住民も納得がいきません。再度文章で通知していただくなど、境界確定に向けての協議を早急に進めていただき、地域住民の皆さんには、なぜ今の段階で強制撤去ができないかということもしっかりと説明をしていただいて、早期解決に向けて取り組んでいただくことを強く要望します。

次に、自主防災組織についてであります。全ての活動状況はチェック、今のところはできていないと。そして、私が提案させていただいたチェックリストについては検討していただけたということですので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

そこで、もう一つ提案させていただきますが、南国市では家具転倒予防事業に取り組んでいます。これを生かして、各自主防災組織で簡単に取り組める一つとして、組織内メンバーの家具転倒予防率を100%を目標にするなどして、取り組みを初めてもらえるように提案をしてみたいかでしょうか。

これを進めていくことで、今まで気づかなかったことや新しい課題発見にもつながり、地域全体で広げていくきっかけにもなり、最終的には組織活性化につながるのではないのでしょうか。無理強いはできませんので、一つの手法として考えてみてください。

以上、2問目の答弁をよろしく申し上げます。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（松下和仁君） 岩松議員さんの2問目についてお答えいたします。

既存の電柱に添架が可能な箇所においては、現行の予算で可能な限り対応したいと考えております。また、12月補正への財源確保並びに当初予算へも視野に入れて、早期の街路灯の設置、LEDの蛍光灯設置に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章君） 岩松議員さんの2問目の御質問にお答えいたします。

自主防災組織への補助事業の周知、訓練、それから講習会などの案内、それにつきましては送付文書を送っております。その中で、家具の固定のチラシもつけて自主防災組織の方から各家庭へ呼びかけをしてくださいと、行ってくださいというふうをお願いもしているところでございます。

議員さんのおっしゃられる、その自主防さんでメンバーに100%設置の目標ということで、それにつきましては、自主防災組織として目標を持った活動、それはやはり組織の活動の活発化にもつながると思います。それですので、今後自主防災組織、また市の連合会がありますので、その中でも話をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 5番岩松永治君。

○5番（岩松永治君） 自主防については、私が提案させていただいたこと以外にもさまざまな事例があると思いますので、それらも参考にさせていただいて、今後の自主防のさらなる活性化、活発化を目指して取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

道路占用については、なかなかすぐに解決する問題ではございませんけれども、今後も抜かりのないようにしっかりとした取り組みをお願いいたします。

街路灯を設置するための費用の算出額によって、当初予算での予算確保も視野に入れてということで、ありがたい答弁をいただきました。本当にありがとうございます。

きょうは見ていただいてわかるように、多くの支援者の方も傍聴に来ていただき、特にこの街路灯設置については納得いただける答弁をいただきましたので、きっと喜んでいただいていることと思います。

きょうも暗い中を帰宅する子供たちがいます。早期に協議をし、時間をかけずに街路灯を設置していただけるように再度要望いたしまして、今議会での私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（西岡照夫君） 15番野村新作君。

〔15番 野村新作君登壇〕

○15番（野村新作君） 質問をさせていただきます。

納税の義務は、憲法で定めております。国民は、以下の3大義務を果たさなければなりません。

普通教育を受けさせる義務、日本国憲法第26条、すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

間違いございませんかね、教育長。

勤労の義務、日本国憲法第27条、すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

納税の義務、日本国憲法第30条、国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

なぜ納税の義務が憲法に定められているか。国を支える税は、国民が負担をしているが、税を納めない人が出てくると公平性に欠けるため、ある種の強制力が必要です。そのため、憲法で納税の義務を制定しております。うんと勉強して、うんと仕事をして、うんと税金を納めてくれということでございまして、いかにもアメリカ的で合理性がございします。

今議会では、市民税、固定資産税、軽自動車税、国保税について質問をいたします。

口座振替は、住民からの各種の納入が円滑に納入できる仕組みの一種であって、住民の利便を考慮することにより、収納の効果を狙いとしたものでございます。したがって、その窓口は多いほど住民の欲求に応えることになり、市町村にあっては、金融機関の指定をすることが、まずこの制度運用の指標でございます。時代の趨勢は、多額の現金を持参して直接納入する方法が回避されており、しかも危険を防ぎ、職員の直接受領による事故を防止するなどの利点から、金融機関が納入義務者の預金口座から地方公共団体の預金口座に振替収納する、いわば金融機関が地方公共団体にかわって受領する取り扱いがますます拡大、奨励され、その効果を上げることが期待されております。

議長にお断りいたしまして、資料をお手元に配付しております。一々読みませんので、一応目を通いちょいでください。

そこで、お伺いをいたします。

口座振替がふえているようには資料上では思えないが、これはどういうところに原因がございしますか。

南国市指定金融機関との連携は取り合っているのでしょうか。口座振替が飽和状態なのか、納付書件数と振替口座数が逆転できないものか、市の考え方をお伺いをいたします。

香南市の広報には、納税の口座振替がお勧めです。口座振替は、各種税にて利用できる、安心・安全、便利な仕組みでございます。また、省資源化、経費削減にもつながります。

口座振替のメリット。納め忘れがなくなる、納めに行かなくてもよい、一度手続をすると簡単に納税することができる。南国市広報の8月号にも国保税の収納のPRが出ておりました。少しでも口座振替が多くなるように努力をお願いをいたします。

国保税の収納率についてお伺いいたします。

資料によりますと、収納率は年々向上しております。御苦勞なことでございます。平成26年高知県収納率92.92%、南国市93.5%、県下11市で高知市を除けば県平均を上回っているとはいえ、最下位でございます。高知市の収納率の悪い原因はどこにあるか、県下第2の市である南国市、人口の多い市は収納率は悪いように思われます。資料にあらわれております。馬路村では100%、大川村では98.68%。滞納繰越分収納率となると、南国市は頑張っております。平成26年では須崎市39.01%、南国市38.19%となっており、よく頑張っております。延滞金、延滞金の中で税目で一番多いのは国保税で、平成27年度2,899件、金額1,676万8,542円、平成26年度2,382件、金額1,342万6,243円、平成25年度2,515件、金額1,763万9,125円となっております。なぜ国保税と固定資産税の件数が多いか。これらの問題を解消すべく口座振替を推奨していただきたいと思っております。

次に、国民健康保険事業についてお伺いをいたします。

平成27年決算審査意見書が出されました。歳入歳出ともに68億3,651万円となっております。これは、国保財政調整基金を2,115万1,000円を取り崩したことによるもので、実質的には赤字の状態でございます。この状態が続くと、二、三年後には国保財政調整基金がなくなりはないかと心配をされますが、国保財政の今後の動向についてお伺いをいたします。

現在の基金残高は9,890万6,000円となっております、心細い限りでございます。

歳入歳出の主な内訳は、平成26年度と比べて歳入では、国民健康保険税が6,748万円、医療給付交付金が1億1,803万1,000円の減額となっており、前期高齢者交付金が4,323万7,000円、共同事業交付金が増額となっております。歳出では、保険給付費の総額は42億4,599万6,000円で、平成26年度と比べて5,976万円、率にして1.4%の増額となり、また共同事業拠出金が7億5,356万9,000円と倍増しております。市町村国保からの拠出金を財源として県単位で費用負担を調整するものであり、医療費の増加に加え、対象医療費の拡大に伴い倍増をしております。平成27年度の国保税の調定額は、前年度と比べて7,958万3,000円の減額となっており、国保税の減収の一因と考えられます。

また、その一方で医療費は、被保険者の高齢化や医療の高度化により年々増加しており、本市の国保事業は非常に不安定で厳しい財政状況の中で運営を行っている状況でございます。平成27年度は、国保財政調整基金を取り崩したので、現在の基金残高は9,890万6,000円となっております。非常に心もとない状態でございます。

医療費の増減は、不確定な要素があるが、今後も医療費の動向に十分注意しながら国保事業を運営していく必要があります。増加する医療費を抑制するためには、症状が出る前の予防策が重要となります。特定健康診査、特定保健指導を推進することにより、生活習慣病を予防し、今後も市民の健康づくりと医療費の適正化を図っていかねばなりません。国の医療保険制度改革に伴い、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となるが、事業運営の基盤強化に向け、引き続き県と協議を行い、健全かつ円滑な財政運営に努められるよう、どこがどのように変わっていくのか教えていただきたいと思っております。

続きまして、規制緩和についてお伺いをいたします。

南海トラフ地震から県民、市民の命を守ることや、県外からの移住を促進することを目的として、津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築、市街化調整区域の空き家の賃貸につきましていろいろな規制が敷かれております。規制緩和に向け、市民の命を守るを前提として、以下の質問を行います。

津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築について、発災時にみずから避難することが困難な方とした対象の条件を削除し、津波浸水予測区域に居住する住民全てを対象にすることをお願いしたいと思います。

転居先の土地等について、津波浸水予測区域外であること、津波浸水予測区域公表日以前から本人または3親等内の親族が所有する土地、同一市町村の転居は購入した土地も可となっているが、購入した土地につきまして同一市町村内、高知市を除くとした条件を削除していただきたいと思っております。その理由として、そもそも市街化調整区域の設定は、高知広域都市計画の枠組みの中で決められたものでありまして、その区域での転居に制限を設けることは、立法趣旨の法の下での公平性を著しく欠くと思われまます。また、高知市が中核市とはいえ、高知広域都市計画における最大の圏域保護対象にあるにもかかわらず、その対象区域から除かれている点についても不公平感は払拭できておりません。

もう一点、事実上、浸水予測区域の存在しない香美市の住民に至っては、同一市町村内と限定した場合、今回の規制緩和による恩恵を全く受けないことになるじゃないかと思われまます。

市街化調整区域の空き家の賃貸につきまして、都市計画法、建築基準法に合致し、合理的な

理由によって空き家となり耐震性を満たしている物件について、津波浸水予測区域からの転居者及び県外からの移住者に対し賃貸ができるように規制緩和されたが、耐震性を問題としない古家つき既存住宅として安価に購入できることのほうが転居希望者にとっても所有者にとってもメリットが大きいし、ニーズは高いと思われます。つきまして、都市計画法施行以降に市街化調整区域に建築された建物について、本人、家族以外の再建築不可の規制を見直し、津波浸水予測区域からの転居者及び県外からの移住希望者に対して売買を可能とするさらなる規制緩和を求めます。

以上、1問を終わります。答弁をよろしく願いをいたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。税務課長。

〔税務課長 山田恭輔君登壇〕

○税務課長（山田恭輔君） 野村議員さんの口座振替に関する御質問にお答えいたします。

口座振替の推進につきましては、収入未済金の削減や徴収率の向上のため、例年課の取り組むべき目標として掲げております。お手元の資料にありますとおり、各税目をここ数年どのような納付方法によって納付をお願いしたかを比較してみますと、議員さんの御指摘のとおり、余り大きな変動はありません。9月1日現在、全税目における口座振替登録者数は2万4,852人であり、新規申込者は、26年度865人、27年度898人となっており、毎年900人程度の申し込みを受け付けてしております。このことから、口座登録をしても新たな課税がない、転出したなどといった事由により、全ての登録者が課税者となっていないことが考えられます。

次に、人口の多い市ほど国保税の収納率が低くなっていることにつきましては、国保税は年度途中で世帯員の加入と離脱があるために、他の税目と比べまして税額の変更が多いということが要因の一つとして上げられます。何度も納付書が手元に届くことによって納める納付書を間違えることがないように、加入の手続の際には必ず口座振替の御案内を行っております。

また、延滞金につきましては、その算定において未納の税額と延滞日数に定められた割合を乗じた計算を行いますので、課税標準額の多い税目ほど延滞金は発生しやすくなります。

口座振替は、うっかり忘れがないなど納税者と市の双方においても利点が多いことから、今後も引き続き口座振替の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 市民課長。

〔市民課長 島本佳枝君登壇〕

○市民課長（島本佳枝君） 野村議員さんの御質問にお答えいたします。

平成27年度の国保特別会計の決算につきましては、歳入においては、退職者医療制度の廃止に伴う療養給付費交付金の減少、また被保険者数の減少や固定資産税の評価がえ、標準税率への引き下げ等の影響により国保税が減少しております。

歳出においては、高額な薬剤の保険適用などによる影響で、保険給付費が増加し、国保財政調整基金を2,115万1,000円取り崩して対応しており、非常に厳しい財政状況となっております。

医療費の適正化が国保の重要な課題となりますが、本年8月までの保険給付費は、前年同時期と比較すると3.9%の増となっております。9月補正予算では、基金から約1,250万円繰り入れする予算を計上しておりますが、今後医療費が同様に推移すると、基金が減少する状況にあっては、今後の健全運営について検討しなければならないと考えております。

次に、国保制度改革について御説明いたします。

国保の抱える構造的な課題解決のため、財政基盤の安定化を目的として、平成30年度に国保の都道府県化が実施されます。都道府県が財政運営の責任主体となり、県と市町村がともに保険者として共同して国保を運営していくこととなっております。都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業の確保のため、県内の統一的な国保運営方針を定め、市町村は、住民と身近な関係の中で、これまでどおり資格管理や保険給付、保険料の賦課徴収などの事業を担うこととされています。

制度設計で大きく変わることといたしましては、都道府県が県内の医療費の必要額を推計し、市町村ごとの納付金と標準保険料率を示すこととなり、市町村は県に納付金を納め、県は保険給付に必要な費用を市町村に交付する仕組みとなります。

平成30年度から市町村は、県の示す標準保険料率を参考にして国保税率を決定し、賦課徴収を行うこととなります。これまでの県と市町村の協議の中では、市町村の標準保険料率は3方式、納付金は医療費水準を反映する方向で進められております。

また、医療費適正化のため、予防や健康づくりについて新たに保険者支援努力制度が創設され、医療費適正化に取り組む保険者に対して財政支援を行う内容となっております。国保においては、この趣旨を前倒しして、平成28年度から各種の検診受診率や国保の収納率などの指標に応じて、特別調整交付金が交付される予定となっております。

国からは、都道府県が策定する国保運営方針策定要領が示されており、これに基づき県と市町村の協議をさらに進めていくこととなりますが、医療費の適正化と歳入確保に向けて一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 都市整備課長。

〔都市整備課長 若枝 実君登壇〕

○都市整備課長（若枝 実君） 野村議員さんの市街化調整区域における開発許可の規制緩和についての御質問にお答えいたします。

まず、県が規制緩和を行いました津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築の対象者の要件から「発災時にみずから避難することが困難な方」を削除し、津波浸水予測区域に居住する住民全てとすること及び転居先の土地等の要件の中で、同一市町村内の転居は購入した土地も可としていることから、同一市町村内の要件を削除することの2つの規制緩和につきましては、現在開発許可の許可権者は高知県でございますので、開発許可の規制緩和につきましては、県決定となりますこと、そして本市は高知広域都市計画の一員でもありますので、今のところは高知市を除く他の2市町とともに県が実施しました規制緩和に歩調を合わせてまいりたいと考えております。しかし、津波浸水予測区域からの転居につきましては、本市の重要な課題であると認識しておりますので、今後はこの規制緩和の要望を踏まえまして、県と協議してまいりたいと考えております。

次に、市街化調整区域の空き家の賃貸についてでございますが、都市計画法施行以降に建築された空き家の建物について、本人、家族以外の再建築不可の規制を見直し、津波浸水予測区域からの転居者及び県外からの移住希望者に対して売買を可能とする規制緩和につきましては、現在の市街化調整区域の空き家の賃貸では、住宅の合法性や耐震性などの一定の要件を満たしていれば、高知県開発審査会へ付議し、審査会の議決を経たものは、津波浸水予測区域からの転居者及び県外からの移住者については空き家を賃貸できるようになりましたが、売買をした後再建築することはできません。しかしながら、市街化調整区域の空き家の賃貸ではなく、別の立地基準であります高知県開発審査会提案基準の第12号の既存建築物の用途変更をする場合を使いますと、分家住宅など合法的に建築された住宅等で建築主の死亡など、真にやむを得ないと認められる事情で空き家になっている建築物があり、その建築物を取得しようとする者にも分家など合理的理由があるなどの一定の条件を満たせば、高知県開発審査会の議決を得たものは、本人、家族以外の者でも空き家になっている建築を取得し、再建築することも可能となっておりますので、市街化調整区域の空き家の賃貸についても、今のところは他の2市町とともに県の実施します規制緩和に歩調を合わせてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 15番野村新作君。

○15番（野村新作君） 答弁ありがとうございました。

口座振替につきましては、現在11人の職員さんが納付書を持って走り回りゆうという状態でございまして、そういうことを考えると口座振替にうんとうんと力を入れていってもらいたいと思います。

それから、規制緩和につきましては、7月26日に南海地震調査特別委員会が県の都市計画課へ行って相談をいたしまして、知事を筆頭になかなか前向きに考えていております。このことに関しましては、都市整備課と共同歩調をとって、今後勉強会なり、いろいろ対処していきたいと思いますので、もう答弁は要りませんので、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（西岡照夫君） 13番岡崎純男君。

〔13番 岡崎純男君登壇〕

○13番（岡崎純男君） 今回私が質問させていただきますのは、人口、定住促進について質問をさせていただきます。

南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略の28年度版の人口ビジョン、南国市の現状と目指す方向、人口及び年齢区分別人口の状況には、本市の人口は1959年昭和34年の市制施行以来、年々増加を続けてきた。しかし、2007年平成19年からは減少傾向に転じている。国勢調査によると、2005年平成17年には5万758人となり、念願の5万人を初めて突破した。しかし、5年後の2010年平成22年には4万9,472人と再び5万人を割り込んだ。年齢別の人口を見ると、ゼロ歳から14歳までの年少人口は、1985年昭和60年から減少を続けている。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、1990年平成2年から増加していたが、2005年平成17年に減少に転じた。一方で、65歳以上の高齢人口は増加し続けている。高齢人口の全人口に占める割合である高齢化率は、2005年平成17年に23.2%であったものが、2010年平成22年には25.3%に上昇している。このように、本市においても年少人口の減少と老年人口の増加という少子高齢化の状況が強くなっている。

その2には、人口減少が及ぼす影響。本市の人口減少は、自然増減が微減状態であるのに対し、社会増減は変動幅が大きく、その影響が大きい。近年は社会減を自然減が上回る傾向にある。特に、年齢区別で見たとおり、老年人口は増加しているのに対して、年少人口及び生産年齢人口が減少をしている。物を生産し消費する生産年齢人口の減少は、経済の低迷を誘発することになり、この経済の低迷が若者の流出を招くことになる。また、年少人口の減少は、将来に向けてさらなる少子化と人口減少を招くことになる。このように本市の今日の人口減少は、

負の連鎖を招くことになる。

もう一つの総合戦略。総合戦略の位置づけと基本的な考え方で、本市の人口ピラミッドの構造を見ると、高齢者に比べて若い世代が少なく、特に20年後、30年後を支えることになる年代が年少になるに従って少なくなっている。この構造を変え、本市の経済活動を支える生産年齢人口をふやし、さらにそれを将来にわたって継続していく年少人口がふえるような構造にしていくには、短期間で劇的に変化させることはできず、相当の期間を要することになる。現在の本市のこうした状況を踏まえ、人口減少と少子高齢化による地域社会と地域経済の衰退に歯どめをかけ、地域の活性化を図るためには、若い世代が本市に住み続けることのできるよう、産業の振興による働く場の確保を図ることが重要である。本市の年齢階級別の人口の社会増減でも明らかなように、高等学校や大学などの高等教育機関に入学するため、一旦本市に転入した世代が、その卒業と同時に就職のために転出している状況を打破し、本市に引き続き居住してもらえるような環境をつくり出す必要がある。そのことは、本市で生まれ育った若者の流出を防ぐことにもつながる。

現在、本市においては第2期の終盤を迎えた高知県産業振興計画と連携した1次産業から3次産業までを網羅した6次産業化の推進に取り組んでおり、同時に工業団地の整備などによる企業誘致にも重点的に取り組んでいる。さらに、本市の産業を支えてきた農業における高齢化、後継者不足による農業従事者の減少と耕作放棄地の増加に歯どめをかけ、農業生産性と農業所得の向上を目指した取り組みを支援すると同時に、これまでにない大規模な農業基盤整備事業に取り組み始めている。こうした取り組みをさらに強化し、安定した雇用、就労の場を創出することに取り組んでいく。

また本市の人口ピラミッド構造を劇的に変化させることは困難であるが、特に経済活動を支える生産年齢人口を増加させ、本市の経済を活性化するためには、本市在住の若い世代の市外への流出を防ぐと同時に、県外、市外からの若者の流入を促進していく必要がある。そのために本市が取り組み始めた移住促進対策を今後強力に進めることが重要である。高知県では、産業振興計画の中で移住促進に力を注いでおり、国においても都市部の人材を地方に送り出す施策を展開している。これら国、県の施策とタイアップして本市へ新しい人の流れをつくり出すことを今後強力に進めていく。こうした若い世代に本市に移住・定住してもらうため、そして人口減少に歯どめをかけ、人口の増加を導くためには、若い世代が希望する時期に結婚し、安心して妊娠・出産ができ、子育てできる環境を整備することが重要である。そのために若者の生活の安定を促す必要があり、所得の向上と子育てに係る経済的負担の軽減、さらに精神的な

安定をもたらす施策の展開が求められる。そこには家庭生活と社会生活、仕事と家事、育児の両立を可能とする環境を整えなければならない。人口減少と少子高齢化社会の克服は日本全体の課題であり、本市においても最重要な問題である。したがって、国、県と連携し、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえることのできる環境をつくり出すことに取り組んでいく。

また、第4次南国市総合計画の計画策定の趣旨には、国と地方公共団体が国民とともに問題意識を共有しながら、危機感を持って人口減少克服と地方創生に取り組む地方創生事業を創設するなど、今、全国の自治体に対して、人口減少対策に本格的に取り組むことが求められています。

以上、一部を紹介したことから、本市にとって人口対策や子育てがいかに重要かということがわかります。これは、ほかの自治体でも全く同じであります。同じことをしているようであれば、我が南国市に人が呼べるというようなことはないと思います。

そこで、今回私は本市の人口増加を農業、教育、子育ての観点からできないか質問をさせていただきます。

初めに、本市の産業を支えてきた農業における高齢化、後継者不足による農業従事者の減少と耕作放棄地の増加に歯どめをかけ、農業生産性と農業所得の向上を目指した取り組みを支援すると同時に、これまでにない大規模な基盤整備事業に取り組み始めている農業関係について質問をいたします。

まず、本市の就農者人口と園芸出荷額の推移を、その結果農業が衰えた状態になっているようなら、どのような対策を行ってきたのかお尋ねをいたします。

また、南国市の新規就農支援事業を実施しているのであれば、その内容と対象者等についてお聞かせをください。

次に、園芸用ハウス整備、レンタルハウス事業についてお聞きします。

事業内容は、農協等が農業者にレンタルする農業用ハウス等を整備する場合に、そのハウスの建設に係る費用に対して、県と市町村が補助を行うことで農業者の初期投資を軽減し、安心して施設園芸に取り組んでいただくための事業です。また、農業者の方々が他の農業者からハウスを譲り受け、また借りて施設園芸を始める場合や、規模拡大を行う際に、そのハウスや附帯する設備の改良に必要な費用の一部を県と市町村が補助することで農業者負担の軽減を図ります。

そこで、本市のレンタルハウス事業の実施状況は近隣自治体より少ないと思われませんが、県

下の実施状況を把握しているのであれば、お聞かせを願います。

次に、国営圃場整備についてお聞きをします。

今議会では、初日に前田議員、3日目には土居篤男、浜田勉議員が同じ質問をしておりますので、重複しますがお許しをお願いします。

前田議員の質問で、国営圃場整備は市にとって最後のチャンス、実行の垣根が農家負担であるなら一定の支援策をとらなければならないとの答弁でした。地権者には、ほかにも負担があります。この事業費は10アール当たり200万円程度と見込まれておりますが、その費用には事務費用は含まれているのでしょうか、まずお聞きをいたします。

次に、換地をする場合に工事前と工事後の土地のよくなり方で、全て異なるため差が出てきます。この差による不公平をなくすために、工事前と工事後の土地評価を行い、面積の増減とあわせて土地のよくなり方の差をお金に置きかえて換算をします。換算清算金というお金を皆さんから徴収あるいは支払いをして調整をします。このお金は、工事費用の地元負担金である受益者負担金とは別に必要となります。このことは、地権者にはある程度は理解をしてもらえらると思います。問題なのは、事業化には地区の100%合意が必要ですが、もう既に行ったアンケートを見ますと、土地の形状や農道水路の便利がよい地権者には同意をしてもらえることが困難です。うちは整備をしてもらっても何もメリットはない、現状に満足している、この地権者に同意をしてもらえらる何らかの支援策はないでしょうか。

私もある会に参加をした折、もらったパンフレットの中には農家負担の軽減策があります、農業経営高度化促進事業促進費といったもので、整備した農地のうち、これは市全体であります。55%以上の農地を担い手に集める事業費の1.4%から3.2%に相当する額の補助金が交付されるというように記載をされておりました。

次に、地区検討組織立ち上げ時に、既に何十かの地区が撤退をしております。その撤退した地区の地権者で、検討組織委員会を立ち上げた21組織に隣接した土地は、その立ち上げた組織の同意を得ることができれば、合同で事業参加できるのではないのでしょうか。面積を拡大するには必要と考えます。

今月初めの日経新聞に、農林水産省は米から野菜への作付転換を促す制度を創設をする。稲作農家に対し、専用機械の導入や野菜の栽培技術を確立する取り組みを支援をする。稼ぐ力が弱く、補助金に頼りがちな米の偏重を改め、農業の競争力を高める。2017年度の概算要求に盛り込んだ。同省が米から野菜への転換を促す制度をつくるのは初めて。新しい野菜産地づくり事業、野菜づくり支援事業として要求した25億円の一部を使う。先行地域への視察費や試験栽

培に係る経費、排水対策の実証費などについても一定額もしくは事業費の2分の1を出す。生産者が野菜の販売先と取り組んで事業計画を国が認定をする。家族経営の米農家の農作業を時間給に換算すると、14年は295円にとどまった。一方、露地野菜は591円と倍以上だ。年8万トンの消費量は減る米と異なり、健康志向を背景に、1人当たりのサラダ購入額は10年間で3割伸びた。秋田県では、県主導で水田にビニールハウスを建てて、野菜などをつくる園芸メガ団地を推進している。南国市の今後の取り組み、このことについての御所見をお聞かせ願います。

次に、安芸市では、新規就農定着促進事業、サポートハウスを行っております。安芸市内では、JA土佐あきが事業主体となって高知県や自治体が建設費用を補助する園芸用ハウス（レンタルハウス）整備事業もあるが、高強度のハウスを建てる場合、自己資金や開業費用に計1,000万円以上が必要といい、栽培技術や経営経験などが乏しい新規就農者は事業の利用が難しいという。このため、研修終了者の実践研修用として安芸市が独自にサポートハウスを整備した。自動で開閉する天窓や40平方メートルの倉庫なども備えており、年間使用料は45万円で最長3年間使用できる。総事業費は、2棟目、16アールの土地も含めて約4,600万円。安芸市側がビニールを張りかえ、定期的に土づくりも行う。現在、安芸市内では6人が研修をしており、8月末に終了する3人のうち、2人がサポートハウスを利用する予定。2年ほど経験を積み、園芸用ハウス整備事業の利用も促しやすいという。高知県に屈指の施設園芸地帯として知られる安芸市も、農家の半分近くが65歳以上が占めるなど、高齢化や後継者不足が課題となっている。安芸市農林課の担当者は、施設園芸は初期投資が高いハードル。自立のスタートを支えることで、円滑な就農につなげていきたいとしている。

これは、高知新聞のインターネットで私調べたときにあった記事であります、今紹介したのは。安芸市の担当課で調べたものではありませんけれども、こういった積極的な移住促進をつなげるような安芸市では事業を展開をいたしております。

次に、教育、子育てについて質問をいたします。

7月に日章小学校からいただいたPTA新聞に、6月10日、PTAでは特別役員会を開き、4月総会で取り上げられた日章子供会の本部編入について協議が行われた。少子化のあおりを受け、日章小学校でも児童数が年々減少している。さらに地区家庭数も減少しており、少ない地域の保護者は、子供会役員、本部役員、PTA地区委員、学年委員、広報委員、さらには保育所や中学校の役員を兼務しなければならず、保護者のみならず子供にも負担を強いられることになっている。一方、子供会活動が完全になくなってしまうと、子供たちや保護者の交流の場を失うことになってしまう。子供会の活動を維持しつつ、保護者への負担を減らすことを目

的に、竹島前子供会会長と野本現子供会会長が起案した。第1回目となる今回は、子供会組織が本部に編入することへの課題洗い出しを行った。その中で、本部役員だけでなく、保護者全体に編入の是非のアンケートをとるべきではないかという意見が出たことにより、アンケートを実施した結果を踏まえた上で、次回より本格的に協議を行うことに至った。なお、小田校長より、平成29年度より南国市では学校選択制度が実施されるという話が上がった。実現すると、日章校区以外の児童が日章小学校に通うことができるようになる。校区外児童が参加できる子供会がないという事態に陥らないためにも、児童減少による家庭負担増大を防ぐためにも、子供会、PTA本部役員ともに組織見直しを行う必要があるようだ、というように書かれておりました。

また、本年7月に私は学童保育の会長さんから、学童保育の運営について相談を受けました。1時間半ほどお話をさせてもろうたんですけども、その後問題点をメールで送ってくださいということで別れたんですが、後日メールをいただきましたので、一部紹介をいたします。

先日は民生委員さんの自宅において、学童のお話を聞いていただきありがとうございました。私は、7月末で子供は退所させ、仕事もやめます。学童の役員は来年3月末まで継続する予定です。少しでも今ある学童クラブが、保護者が働くためによりよいものになるようお力添えいただけたらと思います。御参考までに資料を添付いたします。

高知には上場企業が少なく、子供に理解のある企業も多くはありません。どこまで子供を持つ親が仕事と育児に挟まれなければならないでしょうか。

運営の問題点。その1、防災30万円の予算で施設、設備に対策を保護者に要請。他人のお子さんを預かるのに素人、保護者に施工をさせる。現場の確認も保護者任せ。実際震災が起き、けが人が出た際、誰が責任を持つのでしょうか。多くの子供たちがいる学童をきちんと防災のわかる方、職員に管理、指導をいただきたいです。

運営の時間。平日は、午後6時までで、土曜日は午後4時まで。フルタイムで働く保護者にとっても使い勝手が悪く、祖父母が南国市以外にいる家庭は困り、就職の幅を狭めている。

3に、緊急時の対応は、会長1人がしなくてはならない。複数体制を望む。

4、入所時、児童を面接。働くために保護者が預けていることを理解しているのでしょうか。現地の学童クラブの体制が不十分で、入所を保護者が否定しても、市からの要請で受け入れなければならない場合もあります。面接自体に保護者の意味があるのか、不明なもの続けさせないでほしい限りです。

そのメールの最後に、少子化、核家族化を背景に今までの南国市の地域育児には限界が来て

いると思います。PTA、南子連、地域の子供会等、活動の中で何を未来に残すかを選択する時期に来ているのではないのでしょうか。全てを先々の保護者に継続させていくことは不可能です。南国市の少子化が加速するのみ。私自身、主人、祖父母の育児協力が少ない中、子供を2人出産し、南国市の役の多さに3人目の子づくりは断念しました。篠原のような大きな地区であればまた違ったと思いますが、母親が生める、働ける学童については、いま一度お考えいただきたい、また子供を預けて安心して働きに出られる、行政のしっかりとした管理がある学童クラブを南国市に望みます。

それでは、質問に入ります。

初めに、私は第367回の定例会で日章小学校は平成24年度高知県教育委員会指定、教師が学び教師が育つプロジェクト事業の研究指定校となり、元東京都東村山市の大岱小学校校長、当時高知県教育委員会スーパーバイザーの西留安雄先生に、平成24年4月から月1回の指導を受けたこの取り組みを本市全校で取り組んではという質問をしました。教育長答弁では、教育委員会として校長先生にお願いしたのは、大岱方式を全て当てはめるのではなく、日章小学校の地域の実態や保護者の願いを鑑みながら、次年度に向けた検証をしっかりと行うとともに、日章方式として支持を得ることができるよう取り組んでいただくよう確認いたしたところでございます。日章小学校での成果を市内の他の学校に広めていくことによって、知っていただくことによって、各学校にはそれぞれの実情がございますが、その中で日章小学校の成果を各学校に効果的に生かしていただけるよう進めてまいりたいというふうに考えております、との答弁でした。

そこで、その後の西留安雄先生の指導は生かされているのか、また本市の小中学校の学力はどのように変化したのかをお聞かせ願います。

次に、これからエアコンが市内小中学校の普通教室にも順次設置され、授業を受ける環境は随分よくなります。小中学校の時間は足りているのでしょうか。長期休みや土曜日の授業実施を考える時期ではないのでしょうか、御所見をお聞かせ願います。

子育てしながら安心して仕事ができるよう、保育サービスの充実、子供の居場所づくりを図ることから、何点か質問をいたします。通告と質問の順番が前後しますが、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、公立保育所でゼロ歳児保育の実施はできないのでしょうか。

8月に後免野田保育園では、ゼロ歳児保育の1名募集をしたところ、6名の応募があり、5名の方に入園をお断りしたそうです。本市の保育は充足しているのでしょうか、あわせてお聞

かせ願います。

次に、学童保育の開設時間を保育所並みに延長ができないでしょうか。

次に、保育所・園、小学校、学童保育の障害児の受け入れ状況をお聞きします。

次に、大篠、稲生の学童は新築が決まっておりますが、総面積の狭い長岡、後免野田小と利用者が3年生までの十市、後免野田小学校の学童の増築をお願いをします。

次に、学童保育の運営に市役所や市から委託を受けた市連教にもう少し積極的にかかわっていただき、保護者の負担の軽減を図っていただきたいです。

次に、大篠小学校の児童数急増の緩和と、大篠小学校に隣接する6校のさらなる活性化のため、大篠小学校隣接校選択制度を平成29年度新入生より実施をされます。その保護者向け説明会が9月5日、10日、13日に開催をされ、隣接校よりプレゼンテーションがあったとお聞きをしました。その内容についてお聞かせを願います。

以上で1問目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。農林水産課長。

〔農林水産課長 村田 功君登壇〕

○農林水産課長（村田 功君） 岡崎議員の人口、定住促進についての御質問にお答えいたします。

まず、農業者人口の減ということの御質問でございます。平成17年、農業者人口は3,456人、うち65歳以上は1,757人の51%、27年は2,262人、65歳以上が1,325人と、この10年間で1,200人減少し、65歳以上人口も60%近くまで向上して、高齢化が進行しております。

新規就農事業について、安芸市の新規就農者に対する独自の支援の御説明がありました。市が事業主体となってサポートハウスを建設し、先ほど言われた倉庫のほかに、かん水設備、重油加湿機はもとより、環境制御装置、炭酸ガス発生装置も整備されており、非常に手厚いものでございます。

南国市の新規就農者の現在の状況でございますが、あくまでこれは青年就農給付金を給付しておる段階の対象者でございますが、28年現在で20人、終了したのが6名となっております。ですから、先ほど申し上げましたように、親元就農等で自立されておる新規就農者はこの数には入っておりません。

先ほどの安芸市のサポートハウスに対して、本市の状況という御質問でございますが、新規就農支援事業のサポートハウス事業につきましては、平成26年度にトータルサポートハウス事業として県下に先駆けて導入し、事業主体は南国スタイルで、研修の後、自立、就農のステッ

プを踏む内容です。

また、安芸市は先ほどのサポートハウスと別にレンタルハウスでも市費を2分の1近く継ぎ足して80%の補助率に引き上げるなど、非常に新規就農者には手厚い支援を行っております。ただ、両事業の新規就農者に特に厚い支援を行うことは、ほかの規模拡大や高度化ほか、ほかの区分の農家への補助と大きな乖離が生まれることとなります。

また、当整備事業の補助対象基礎限度額は、一般で反当700万円、軒高高強度ハウスで反当1,000万円、この金額は、実際の建設事業費からはかなり抑えられた金額設定であり、利用者の負担は補助残を含めて決して少なくありません。

本市としましては、限られた財源の中でできるだけ多くの、そして広範囲の農業者の方にこの事業を活用していただきたく、流動化区分、中古ハウスも含めて事業の推進を図っております。さらに、新規就農区分につきましては、限度額反当800万円と他の区分より反当100万円の上乗せもありますので、当分は現行の補助制度で事業執行してまいりたいと考えております。

なお、園芸用ハウス事業につきまして、本市は市町村義務づけ補助率を確保しており、特例措置としての2分の1減額などは行っておりません。

次に、議員御質問の他市と比べて本市のレンタルハウスの導入件数が少なくないかという御質問でございますが、香美市、香南市の状況と比べてみますに、27年度は香美市で6戸、1万平方メートル、香南市で4戸、6,100平方メートル、比べて本市は6戸で9,700平方メートルと少なくありません。予算ベースでございますが、28年度は本市は8戸で9,600平方メートルを確保しておりますが、今の採択状況でございますと香美市は3戸で5,300、香南市で2戸で2,600と、導入件数、面積とも少なくはありません。ただ、26年度香美市が10戸、香南市が14戸と非常に多くございますが、これは台風の被害による影響でございまして、台風復旧にこれを使っておりますが、南国市は被災農業者向け経営体育成事業で対応しております。

次に、本市の園芸算出額としまして、平成5年88億円あった算出額が、15年には52億円、そして27年度は28億円とピーク時の平成5年と比べ3分の1、平成15年の約半分まで落ち込んでおる状況です。

御質問のこれからの本市の農業についてでございますが、前田議員にもお答えいたしました。米づくりを否定するのではなく、反当就労の上がる施設園芸等の労働力集約型農業と、米づくりなどの土地利用型農業との均衡のとれた農業を目指すものであります。

また、圃場整備事業により農地を広く整形に整地し、集積を目指しますが、農地集積は手段であって結論ではありません。まとめたところで何をつくってどう販売し、どれだけの収益が

出るかというのが大切であり、意欲ある農業者が確実に再生産できる支援が必要と考えております。

最後に、圃場整備事業につきまして、事務費が含まれるかの御質問でございますが、反当200万円の事業工事費の中には、換地事業費等の工事費だけでなく、事務費も含まれております。広く整形された優良農地を所有で、事業の必要性を感じない人の同意取得について、議員言われた換地清算金での有利性を示して理解をいただくことの提案しか今はできません。

また、断念した地区の農地を事業実施する隣接地区との連坦した農地として整備することは可能でございますが、現在測量コンサルタントとともに現地調査に入り、より詳細な整備構想図を作成する段階に入っております。そのため最終リミットを今年末までと考えておりますので、希望される方で議員にお心当たりの方があれば事業への参加をお骨折りくださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 岡崎議員さんから教育について幾つか御質問がありましたので、順にお答えしていきたいと思っております。

まず、日章小学校で平成24年、5年と2カ年間県指定でありました教師が学び教師が育つ学校づくり推進事業のその後ということでの御質問がありました。この指定につきましては、現在急速に進んでいます教職員の世代交代が予測される中で、子供たちに確かな学力を保証していくために、議員さん申されましたが東村山市大岱小学校の校長先生でありました西留安雄先生をスーパーバイザーにお迎えして、いわゆる大岱システムについて御指導をいただきました。

このことによりまして、校内の組織改革でありますとか業務の改善を図ることができ、子供と向き合う時間や教材研究の時間を確保するべく会議のスリム化を図ったり、若手教員の資質・指導力の向上を目指した学習会を組織、立ち上げたりするなどして新しい取り組みをしてまいりました。この日章での取り組みにつきましては、特に学校運営にかかわる内容について周りの学校、小学校、これは小学校だけじゃなしに中学校にも非常に影響を与えたというふうに考えております。

現在は、その2年間の指定研究で構築した学校システムを学校経営のベースとしながら、英語の研究開発校として小学校1年生から英語学習を位置づけて、英語教育の充実強化を図り、特色ある学校づくりを行っております。

今後もこのシステムを継続し、教員の指導力向上を図り、学校経営への参画意識を高めるよう組織的な学校経営に取り組んでいきたいと考えております。

こういった研究もされておる中で、本市の学力についての御質問がありましたので、次に答えさせていただきます。

本市の小中学校の学力の状況について、学力調査等の分析からお答えをいたします。

平成19年度より、小学校6年で算数と国語、中学3年生で数学と国語について全国学力・学習状況調査が毎年4月に実施されております。本年度は、4月19日に実施をされまして、8月には全国的にその結果が示されており、本学校教育課でも調査結果を分析したところでございます。

まず、小学校の状況ですが、

基礎、基本的な学力が定着しているということであると考えております。小学校につきましては、近年全国平均を確実に上回っており、安定した学力状況となっております。

中学校の状況ですが、昨年まで国語、数学とも全国平均を下回る厳しい状況が続いておりましたが、

これについては、平成20年度から取り組み、今年度9年目を迎える小中連携学力向上プロジェクトの継続した取り組みの成果であるとの分析をしております。

次に、授業時数の確保についての御質問にお答えさせていただきます。

近年、学校現場では、学習内容に対してゆとりある授業時数の確保が難しく、苦慮している状況が見られます。各学校で標準の年間時数を下回ることはないよう授業時数の確保に努めておりますが、特に台風等による臨時休校やインフルエンザ等による学級閉鎖等もあり、各校とも授業の確保に懸命でございます。

そのような状況を考えますと、議員さんおっしゃいましたように夏期休業期間を短縮することも検討していく必要があります。現在は、それぞれの学校で土曜授業を実施しているところもあれば、長期休業中は個々の子供への対応に時間をかけ、補修や加力学習を行うなど、

通常の授業日では行うことができない時間の使い方をしております。

皆さんも御存じのように、現在小中学校の普通教室にエアコンの設置を進めているところでもありまして、エアコンが設置されれば8月末からの授業開始も実施しやすくなると思われま  
す。しかしながら、現在、地域行事や部活動の大会、教員研修等、最近では2学期のスタート  
のアイドリング期間として柔軟な活用をしているという大切な時期でもあります。こういった  
課題も多く、市民への周知も含め、今後十分な調整や検討をしていきたいというふうに考えて  
おります。

最後に、大篠小学校隣接校選択制度の説明会の御質問にお答えをいたします。

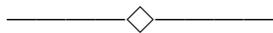
9月5日、10日、13日と市民向けに隣接校選択制度の説明会を実施いたしました。この説明  
会では、ここに至るまでの経過、それから選択制度ができるまでの協議、検討の内容、それか  
ら制度の具体的な内容について説明をさせていただきました。この中で、隣接校の校長先生から  
5分間のプレゼンを行うことも実施しております。時間的には非常に短い時間でしたが、各校  
長先生からそれぞれの学校の特色ある学校づくりについて説明をいただきました。日章小学校  
につきましては、県内でも先進的に英語教育の研究に取り組んでおりますので、県内の他市町  
村への公開授業なども積極的に行っているとか、それから学校の内容について、11月1、2の  
学びの日には英語学習の公開授業を行うというようなことをPRしていただきました。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時58分 休憩



午後1時 再開

○議長（西岡照夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡崎議員に対する答弁を求めます。子育て支援課長。

〔子育て支援課長 田内理香君登壇〕

○子育て支援課長（田内理香君） 岡崎議員さんの御質問にお答えいたします。

公立保育所でのゼロ歳児保育の実施につきましては、保育室確保がまず必須であることから、  
老化に伴う大規模改修工事を計画しておりました長岡西部保育所においてゼロ歳児保育室を  
整備し、平成30年度からゼロ歳児保育の実施を予定しておりました。しかし、今年度財政面で  
調整ができませんでしたので、大規模改修工事の時期がずれることになり、平成30年度からの

公立保育所でのゼロ歳児保育の開始ができませんが、早い段階で長岡西部保育所においてゼロ歳児保育が実施できるよう、関係部署と調整を進めている段階です。

ゼロ歳児の受け入れについては、年度当初は利用を希望する児童は全員入所できておりましたが、母親の新規就労、職場復帰により希望者がふえ、ゼロ歳児の受け入れができる保育施設は少なくなりました。特定の保育施設を御希望する方の中には、待機をしてもらわなければならないことも出てきております。

次に、保育所での障害児の受け入れは、いわゆる発達障害の子供について受け入れをお断りすることはありません。ただし、重度の発達障害があり、保育士の加配をしないと本人、もしくは周りに危害を及ぼす危険性がある場合は、加配保育士が配置できるまで待つていただくことがあります。原則1対1の対応をしており、その障害の程度に応じて1日もしくは半日の配置をしております。

次に、放課後児童クラブの御質問に対しお答えをいたします。

現在全ての放課後児童クラブの平日の開設時間は午後6時までとなっておりますが、保護者の勤務時間によりお迎えが非常に厳しい御家庭もあると思います。今後保護者の就労時間の状況や延長希望などを把握し、必要に応じて開設時間の延長実施について放課後児童クラブ事業を委託しております南国市学童保育連絡協議会と協議を重ねたいと思います。

次に、放課後児童クラブの対象児童は6年生までに拡大されましたが、大篠小学校放課後児童クラブを始め、後免野田小学校放課後児童クラブなど、各放課後児童クラブの利用定員数などにより、受け入れが低学年までとなっている放課後児童クラブが数カ所あります。今後の小学校児童数の増減、放課後児童クラブ利用のニーズを勘案しながら基準に沿った児童1人当たりの専有区画面積を確保できるよう、ほかの放課後児童クラブにおいても増築などの対応を計画的に進めていく予定です。

次に、放課後児童クラブでは、原則障害児であることで入所をお断りすることはありません。職員を増員して対応しておりますが、保育所のように1対1の対応でなく、全ての指導員で全ての児童と一緒に支援する体制をとっております。また、南国市学童保育連絡協議会は充実した研修を実施しており、その中で積極的に障害児支援の研修も行い、障害児の受け入れ態勢強化を図っております。なお、障害児の受け入れをすることで雇い入れた職員の賃金については、上限はありますが委託費に加算をしております。

次に、南国市放課後児童クラブは、南国市学童保育連絡協議会と保護者の方などによる各放課後児童クラブ運営委員会で運営をしております。南国市の放課後児童クラブは、子供を預け

る場所だけでなく、みんなで一緒に子育てを行う地域拠点としての側面もあります。

昨年度、南国市学童保育連絡協議会事務局の事務員が1名増員され、事務局体制が強化されました。このことにより、各放課後児童クラブの運営委員会の運営事務の効率化などが図られたと思います。今後も保護者の状況を理解し、よりよい放課後児童クラブ運営ができるよう検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 13番岡崎純男君。

○13番（岡崎純男君） それぞれに御答弁をありがとうございました。

答弁を今いただいて、すぐなかなか2問目というわけにいきませんので、事前に準備をしておったことで何点か質問をさせていただきます。

そのほかそれぞれ質問をして、ちょっとまだ言い足りないことありますので、その点については担当課へ行って今後また話をしたいと思いますので、担当課の人はよろしく願います。

それでは、まず農林水産課の課長にお聞きをします。

実は私、この安芸市のサポートハウスをたまたま農林課の課長さんとお会いをして、それぞれ今現在農家で研修をしてもらっておる、その人たちに直ちにハウスを建てて就労してもらうということはなかなかやっぱり困難であるといったようなことの中で、当初は農協が構えたサポートハウスで研修を積んでもらうと。それについては、研修に行った農家の人からも支援をさせていただいて、2年間そのハウスを利用してノウハウをもっと確実なものにする。それからまた、経営についてその間で準備をするといったことで、その期間が終われば農家さんから研修を積んで後にすぐ施設園芸につくということはなかなかやっぱり難しい。その間に準備期間のためにやっておると。それをやるためにはJAのハウスだけではなかなかできないということで、昨年度1棟、それから本年度8月に完成したんですが、また1棟といったハウスをこしらえた。それについて1人の方は自衛隊に勤めておった方で、その人が退官されてやると。それもたしか息子さんが一緒にやるということで、後にその期間に、最長3年やったと思うんですが、その期間が終われば当然自前のハウスを建てて、そこで住んでもらって農業をしていただけるというような、地道ではあるんですが、そんな極端に人口ふえるわけじゃないです。

質問の前に私、総合計画であるとか、今回地方創生のといったことで、これはどこの市町村も人口の減少ということで頭を悩ませておるわけです。そこで、やはりそのための企業誘致ももちろん大事であります、産業の振興ということでも大事。本市においても実際は農業衰退を

しておるんですけども、農業でも食べていってもらえるようにならないかん。そのためには私も米農家をだめというわけではないんですが、なかなかほかの広大な面積の中で作物をつくって食べていくってことは難しい、それはわかるんですが、それはそれなりに今までの兼業ではいけない、米農家は米農家でよけつくって単価を下げにゃいかん。それから、施設園芸をやる場所は施設園芸をし、また野菜を中心にやっていくところなら野菜を中心に、それぞれの個々の農家が皆社長でやっとなったこと自体が、今現在株式会社南国スタイルでもやっておるような形で事業者がおり、そこで働く人がおりというような形態にならざるを得ないかんようなこれからの農業ではないかなあという。けど、その中でも住み続けてもらったところで長く行く、またよそから来てもらうということであれば1軒、2軒、3軒ふやしていくということ自体はその次の世代が住んでもらえるわけです。そういったことでは、私非常に大事ではないかなあというように思います。

県の新規就農相談センターというホームページを私見たんですが、市町村などの新規就農者を受け入れ支援情報ということで県が出しております。大体が高知市、新規就農者研修事業といった形で、ほとんどの我が南国市も一緒です。しかし、違うのは安芸市、四万十市はメニューが幾つかあります。ほかの市町村は大体我が南国市と同じです。

それから、高知県だけを見ますと、安芸市が一番突出をしております。ホームページのその中に安芸市ということで、安芸で就農しませんかというようなこういうものがあるんですが、それちょっと紹介します。

独立自営就農に向けてということで、初めに農業を始める前に将来どのような農業を行い、どのくらい所得を目指すのか、明確な目標を立てることが重要ですよといったようなことから始めて、1には技術やノウハウ等の取得、2には資金の確保、3には農地の確保、4に機械や施設の確保、それから5番に販路、販売先の確保、その他というようなことで。それぞれの段階で農業をしていくというたらこういう覚悟が要るぜよと、そのかわりこういう支援もするき、安芸市へ来てくださいやというようなことがここに書かれてあります。

それと、安芸市は特産に施設のナス、ピーマン、シシトウ、これ品種が3つやと思うんですが、それについて経営面積が30アールであつたら所得が400万円ぐらいありますと。ピーマンであれば40アールで450万円、シシトウが15アールで270万円、これだけ経営モデルとしてこんなことを目安にしてくださいよということも書かれております。

それから、新規就農を目指す方を対象として、農業者等のもとで研修事業や施設園芸モデル設備に対する補助など、就農に向けた支援を行っておりますということで、技術取得段階では

農業大学の学費の補助であるとか、それから農業者等のもとで研修の支援をしますよ。これは準備型であったり、青年就農給付金の準備型、新規就農の研修支援というようなこと、また農業の準備段階ではこうですよ、開始段階ではこうですよ、こういう支援をできますよというようなことで、それもまた事細かく書いてあるんです。これを高知県のほかの市町村から、また県外からちょっと高知へ行って農業してみようかというたときにホームページ見たら、これが出てきた。私は南国市よりは安芸市へ行くんじゃないかなあというような手厚い支援があり、新しい方も実際就農についておるといようなことも、ほかのものも見てわかります。ぜひこういったようなことも今、情報として非常に大事でありますので、やっていただきたいなあというように思います。

それから、サポートハウスの事業で農林課の課長は、スタイルの話が今度次世代型のハウスだと思っんですが、違う、パイプハウスのことですか。その中で研修というようなことを言われたんですが、私は安芸のんではちょっと違うんじゃないかなあ。個人の農家さんで研修を受けた、それ後に次の段階として即ハウスを建てて営農していくということは無理であるから、そのための準備期間で年間45万円でその設備一切を、これは暖房も全部ついておりますので、今の炭酸ガスの発生装置なんかもついております、そういったことができる。そこら辺やっぱり全然レンタルハウスの事業とはまた違いますので、そのサポートハウスの事業、安芸市に見習うてということではないんですが、そこまで行かなかつたらなかなか新規の就農いうことは難しいと思いますので、今後この安芸市のやっているようなことをぜひ市長にも理解をさせていただいて、若い人に住んでもらうために仕事を、それからまたその若い孫の代ということになれば、当然継続してハウス建てれば続いてやってもらえるわけです。そういったことを考えていただきたいなあというふうに思います。市長の考えがあれば、一言述べてもらいたいなあというように思います。

それから、障害児の児童の受け入れということですが。

先ほど私保育所、保育園、また小学校、学童保育ということで、小学校の学童保育というようなことではなしに、小学校でも障害児の小学生を受け入れをしようと思っんですが、そういった場合にどういうことで受けておる、また受けたらどういう加配をしておるのかといったようなことについてお聞きをしたいというふうに思います。

夏休み等の休みのときに授業、これ私の孫が今小学校5年で高槻市の芝生小学校というところへ行っんですが、そこは前期、後期に分かれて、夏休みは8月25日が始業式ということで、南国におる孫から比べたら早うに学校に行っておりました。当然、以前と比べたら普通教室に

もエアコンが入ったら環境は随分よくなりますので、この南国市に住んでもらえるということになったら、よそと同じことをしとったんでは全然来てもらえませんので、ほかがやってないことをやる。人材の育成といった面でも非常に教育大事なところでもありますので、それには限られた時間の中でやるっていうことは、なかなか詰め込んでちゅうのは難しいところがあるかと思いますが、その時間の部分、1週間でも早くやればかなりの時間のプラスにはなるんじゃないかなあというふうに思いますので、土曜の授業となお長期の休みの部分の今後ぜひ授業時間の延長できるようにお願いしたいなあというふうに思います。

それから、公立の保育園のゼロ歳児の何かやっていただけるかなあというふうに思えば、予算の配分の中でなかなか難しかったという。これ、どこでもではなかなか公立になると残るところの保育園で全部ができるというようなことではないかと思います。確かにゼロ歳児の保育の部分の保育士の確保もせないかんですし、しかし、今回これ前段、質問の前に述べたこと、また学童についてもそう、それから小学校についてもPTA、子供会まで人口減少ということ自体が非常に悪い影響を受けております。南国市の仕事の状態うか、保護者の仕事の状況というのかなりの方が共稼ぎをして子育てに追われておって、自宅で見れないような状況になっておるというふうに思いますので、民間保育園の後免野田の8月の公募のときに1人だけといったときに6人も来た。5人も断らないかんって非常に気の毒だったということで、民間の保育を運営しておるところからでも、ぜひその分公立の保育所でもそれをやっていただければ、子どもが断るところが大分違うんじゃないかなあという。もちろん担当課の課長はそのときの5人お断りしたという事情は知っておると思いますけれども、ぜひ市長、財政の折、いろんなことが要ることはわかっておるんですけども、子育ての部分で働きもってやるということのいかに大事かということがありますので、その点よろしくお願いしたいというふうに思います。

それで、障害保育に係ることで、私実は後免野田でこの前敬老会の授業があって参観させてもらうんですが、その折に私の目で見ると、4人はおいでたかなあという加配の先生がついておった人がべたっついでおったのが4人おりましたんで、少なくとも4人おるかなということで、保育士の先生のほうから何か要望とか気づいたこと、また負担を軽減してもらいたいというようなことはないかなあということをお聞きしたんです。その中で4点お聞きしましたんで、障害児のためのスロープ、取り外し可能なものがあれば行動するとき支援しやすいと。改修までとは言わず、スロープ等が助成されると助かると。それから2番目に、加配保育士等の研修について、加配保育士に限らず平日の研修に参加が難しい。現状は公休、有給で自主参加、

勤務中に担任以外の保育士、主任が担当をかわりして参加をしている。十分な研修体制が確保できていないと。3つ目には、障害児の保育園利用が長時間の場合、保育士の勤務体制の変則が必要。現状は障害児保育利用時間が11時間、それについて加配保育士勤務時間は8時間。その部分の朝の部分と夕方の部分は、3時間は加配がおらない状態で保育をしておると。こういったことの中で、8時間を超える障害児保育をするための人員の配置をお願いをしたい。

それから、障害児保育を預かる場合に情報がなかなか入ってこないということも、これは園長先生と話をする中で、事前に保健福祉センターとかいったようなところから情報が入ってくればわかるんですが、希望するということの申し込みの前の受け付けをする段階で初めてわかるというようなことになると、加配の保育士の手配がなかなか難しいと、現状。けど、受け入れはせないかんということの中で、保健福祉センターからも情報が入ってくれば早く手配ができるんで、できるだけそんなこともお願いしたいと。

それから、軽度の障害児を受け入れる場合には、半日の加配がついておると。しかし、現実はそのお子さんは1日預かっております。しかし、そのときは半分の補助でありますので、それをお願いができないかという、障害児保育の中で制度があるわけです。これは軽度の場合は1人の保育士で2人という計算の中で、1日来ても半日の加配しかつかないというようなことであろうかと思うんですが、現実はそうでないわけです。軽度であっても1日保育預からないかん。それについてのお願いしたいということでもありますので、2問目でその点お願いをしたいというように思います。

ちょっと時間が余り言いよつたら終わりませんので、2問目終わります。

**○議長（西岡照夫君）** 岡崎議員の持ち時間は1時38分までですので、簡潔な答弁を願います。市長。

**○市長（橋詰壽人君）** なかなか高知県の新規就農、これを定住促進まで持っていく制度という各市町村がそれぞれ創意工夫をしてやっておるわけでございますけれども、先ほど岡崎議員御指摘のように、安芸市が制度的にもいろんな中身の充実度という点でも突出しておるようでございます。我々南国市も、これは定住促進というのは市町村間の完全な競争の時代に入っておりますので、我々も南国市はオオバとシシトウを前面に押し出してやっとなるわけでございますが、その辺はもう一度足元を見直して充実していくような政策を練ってみたい、そのように思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、先ほど保育の件なんですが、この辺もよそに負けないような実態に即した制度改正と申しますか、は十分に対応してまいりたいと、そのように思います。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 障害のある児童・生徒の受け入れについてでございますが、インクルーシブ教育というのが広がっておる関係もありまして、地元での教育を望まれる御家庭が非常に多くなってきております。入学前には南国市障害者教育支援委員会によりまして、就学指導の判定が行われます。これは、医師とか保健師、教職員、特別支援学校の教員で組織しており、個々の子供の状況を勘案して判定を行っております。この判定に基づきまして、1家庭1家庭相談を行いまして、就学する学校を決めていっております。地元の学校では、障害種別によりまして学級が決められ、国の学級編制基準や県の教員配置が行われております。そのほかとしましては、現在、今年度特別支援教育支援員20名を配置しております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香君） 岡崎議員さんの2問目にお答えいたします。

保育所での障害児の受け入れですが、障害のあるなしに関係なく、保育所の入所の利用調整というのは20日を締め切りに保育入所の決定をしております。それから障害児のお子さんに対しての受け入れが保育所でできるのかどうなのかということ进行调整しますので、保育施設によっては情報というものがわかるのが短いのではないだろうかということの声も上がっておりますが、体制が整っておれば状況などを具体を説明しながら受け入れ態勢をとっていただいております。

今後も障害児を受け入るに当たっては、保育施設の現状を把握し、保育しやすい環境について検討は行っていきたいと考えております。また、改修等の必要がある場合は、岡崎議員さんから御提案をいただきました保育環境改善事業などの活用も検討してまいります。

次に、保育士の研修についてですが、なかなか代替え保育士さんの確保ができにくい中、研修への参加がどこの保育園も苦慮をされていると思います。その中でも保育士が研修できる限り参加できるようどこの保育所も努めていただいておりますが、今年度より多くの保育士の方が研修に参加しやすいよう、市役所の大会議室において高知県教育センターが実施する発達障害児出張保育セミナーを土曜日の午後開催いたしました。加配保育士さんを中心に約100名の保育士、幼稚園教諭が出席しました。必要な基本的な発達障害などの理解を深めることができたと思います。今後も参加しやすい研修の実施、そして保育士などが今障害児の部会を行っておりますが、そちらの充実にも努めてまいりたいと考えております。

次に、民間保育園の加配保育士配置補助につきましては、現在のところ特別児童扶養手当支

給該当者を加配する保育士においては、1日の賃金分を補助しております。また、特別児童扶養手当支給該当者ではありませんが、それに準じた市の認めた児童に対しまして加配する保育士を配置する場合は、半日分の賃金を補助しております。これで十分かと問われると、なかなか厳しいところもあります。今後も障害児の受け入れ促進のため、市としてできることを検討していきます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 13番岡崎純男君。

○13番（岡崎純男君） ぜひ2問目で言ったことをまたよろしくお願ひしたいと思います。

それから、学童の時間を保護者の勤務状態ということできなしに、通常考えてください、5時半まで仕事勤めておつたと、終わってすぐ迎えに行っても6時にはなかなか難しいわけです。私も今はもう行っておりませんが、孫を年に何回も、時間がないのでおじいちゃん行ってやってやというふうな中で迎えに行ったんですが、実際例えば30分延長になっても随分助かるわけです。そこはぜひ検討してもらいたいなあというふうに思います。

それと、今回私南国市の学童保育については、非常に充実して私は自慢ができるというようなことを常々から思っておりました。先月8月2日に議長が公務で出張しておりましたので、私かわりに足利市議会の公明党会派の方が学童保育連絡協議会の運営ということで研修にお見えになっておりまして、私もそこにずっと終日参加をさせていただいて、日章の学童も新しいところを見ていただきました。

すごいねえというふうに帰っていただいたんですけれども、その日章の学童の運営会の会長さんが先ほど言った7月にもうやめて、自分が見よるというような、この方は非常に責任感強い方で、1人が全部背負ってきたというようなことであるかと思えますけれども、現実には仕事と子育てとということの部分で悩んでおつてどないもならぬので、結局仕事をやめて自分が見るというようなことで7月の末でもうやめられております。その人が、たまたま県の補助の事業で放課後学びの場の充実事業といったことで防災対策の経費ということでお金をいただいて、市連教のほうからこういったことがあるんで日章さんやりませんか、ということで手を挙げてやったわけです。そうすると、転倒対策費として転倒防止用の突っ張り棒であるとか、家具・電気製品の転倒防止の金具をつけたとか、それから新しい施設であるのにガラスの飛散対策でフィルムを張ったと。私これ新しくできてそこまで必要があったんかなあというふうに見に行つたんですが、網入りのガラス以外のものは全部フィルムを張ってあります。そこが必要があったかなあということにはわかりませんが、この方も会長さんは、そういった防災対策に全

然らん者が保護者でやらないかんのかと。やっぱりそれは、危機管理課ないしきちっとわかる人に指導、また適正に検査もしてもらいたいというようなまた要望があってます。これはほんで、会長さんが地元のほうで見積もりをとったりして現場に立ち会ってやってもらって、いうことをやられておるわけです。せめてそういった大事な部分であるものについては、市の担当課がきちっと今の小中学校の非構造部材のような形で、学童もやっっていかなあかん部分については、ぜひお願いをしたいというふうに思うんですが、その点だけは3問目で答えをいただきたいと思うんです。

○議長（西岡照夫君） 危機管理課長。

〔危機管理課長 中島 章君登壇〕

○危機管理課長（中島 章君） 3問目の御質問にお答えいたします。

日章の学童さんからは、一度市のほうに相談を持ちかけられたことがありますので、そのときには対応しますということで連絡をとってます。なお、家具転倒防止だとかガラスの飛散防止などについての施工等につきましても、相談があれば対応いたしますので。ただ危機管理課として張るとかということじゃなくって、やり方などについて相談には応じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 19番福田佐和子さん。

〔19番 福田佐和子君登壇〕

○19番（福田佐和子君） 私は、通告をしてあります1、命を守る施策について、中学生の自死とその後について、保育行政について、国保税負担についてお伺いをいたします。

命を守る施策について、まず1点目は、中学生の自死とその後についてお伺いをいたします。

初盆と納骨を終えましたとのお話をしながら、続けて部屋が少し広くなった気がしますとのお父さんの言葉に、この1年の御家族の思いが詰まっているような思いがいたしました。何としても痛ましい事態を繰り返さないこと、そのためにそれぞれの分野がそれぞれの責任を果たすべきだと改めて強く感じております。

6月議会以降にも、いじめによる自殺が後を絶ちません。青森市ではいじめに耐えられない、中2女子の遺書が公開をされました。また、同じ青森県で自殺中1、いじめを苦しむ遺書、教委は調査へ、いじめがなければもっと生きていたとの遺書を残して亡くなられました。昨年1年間に300人を超える中学生、高校生がみずから命を絶っています。いじめ防止対策推進法が制定され対策をとっているはずなのに、残念ながらストップをかけることができていません。と

いうことは、子どもを取り巻く課題が少しも改善されていないということではないでしょうか。

市は、昨年のKさんの自死から何を教訓にしてどう子どもを守っていくのか、保護者や市民が安心できる、そして肌身に感じて市とともに取り組む対策を一日も早く明らかにすべきではないでしょうか。

6月30日にKさんの御遺族が次のような再調査を求める要望書を市長、調査専門員会委員長宛てに提出をいたしました。

第1、要望1、要望者の長男が自死に至った件について、調査委員会による再調査を求める。

2、再調査をするに当たっては、次の新委員の選出方法により選出した委員を調査委員会に加える。新委員の選出方法。新委員は、小学校または中学校の教師として35年以上の経歴を有する者で、管理職を経験していない者とする。そして、教育委員会が5名以上挙げた中から遺族の方がお一人決める。こういうことです。

3点目は、あるいは上記1にかえ、いじめ防止対策推進法第30条2項に基づく調査を行う。附属機関の人選に当たっては、少なくとも1名は上記2の新委員の選出方法の方法により選出する。そして、そのわけとして書かれたのが、法はいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするものである。第7条において学校の設置者はいじめの防止のために必要な処置を講ずる責務を有すると規定するとともに、第28条以降においては、学校の設置者またはその設置する学校に対し、重大事態が発生した場合には当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと、これを例外なく要求している。法のこうした目的や規定からすると、重大事態が発生した、特にそれが児童の自死である場合には、今後二度と同様の事態が起こらないようにするため、児童が自死に至った背景事情、いじめの場合にはその具体的対応や経緯などを明らかにし、学校の対応に不十分な点がなかったかをつぶさに検討し、不十分な点があった場合には二度と同様な事態が起こらないようにするために当該不十分な対応を改善し、適切な対応をとれるようにすることを学校の設置者や学校に対し求めているものである。

2、しかし調査委員会による重大事態に関する詳細調査や報告書は、学校の対応についてほとんど触れられていない。これでは、児童が自死に至ったことについて学校の対応に不十分な点があったか否かを検討することができず、そのために今後のいじめの防止等の対策のためにいかなる対応をすべきであるかということが全く検討できない。二度と同様な事態が起きないような対処を求める法の要求を満たしていない。したがって、法に規定する重大事態の際の調

査が行われていないと同視することができる。

また、次の事柄はいずれも明らかにいじめの存在を示すものであるが、本件報告書では単に未解明とされたり、結局はうわさ話で片づけられている。その中身は、眼鏡が破られていたこと、牛乳をかけられたり弁当をひっくり返されたりしていたこと、跳び蹴りを受けたこと、ワイシャツの破れが生じていたこと、体育祭のときに、そこのけや、殺すぞと言われたこと、女子生徒からガンダムの物まねを嫌がられ、距離を置かれていたことがあります。

本件調査は、いじめの有無についての認定を極めて不十分にしか行っておらず、この点からも法の要求を満たしていないと言える。法第28条2項は、調査にかかわる重大事態の事実関係とその他の必要な情報を保護者へ適切に提供することを学校の設置者に義務づけ、自死児童の遺族の知る権利を保証している。そのため、重大事態の事実関係についての情報提供が不十分である場合には、遺族は同権利に基づき再度の情報提供を求めることができ、その当然の前提として再度の調査を求めることができる。本件調査は法の規定に基づき行われた調査としては、高知県でも初めてのものであり、今後同様の調査をする際の見本あるいは標準となるべきものである。そのため、本件報告書は法の趣旨や要求に厳格にのっとりたものであることが認められることを意識しなければならない。

要望2、これは新委員を教師経験者を1名入れてほしいという必要性に述べられております。また、参議院本会議で法案の提出者より、第28条1項の組織に参画する第三者の人選に当たっては、重大事態に係る児童等の保護者の意見にも配慮しつつ公平、中立性が確保されるように処置するべきとの答弁がされていることからすると、遺族の意見を全く無視して調査を行う者を選出することは、法の趣旨に反するものである。また、同権利の内容として、遺族は適切な委員を就任させて、適切な調査が行われることで同権利が侵害されないような、その希望する者を委員にすることができると解すべきである。東京都足立区でのいじめ自死事案では、遺族が推薦した2名が第三者委員会の委員となっている。

要望3、上記のとおり、本件調査及び本件調査報告書は、法の趣旨、要求を満たしたものであるから、調査委員会自体による再調査が行われないのであれば、法第30条第2項に基づく調査が行われるべきであるという要望書であります。

これに対して、7月11日に市長から回答が出されました。再調査の要望は却下をされたわけです。回答の期限は7月15日、これだけの重大事態への回答を早々と出されるのは、遺族の思いを酌み、一日も早く再調査をという回答かと一縷の望みを持ったわけですが、しかし残念ながら回答は全く逆でした。

市長から届いた要望書に対する回答は、要望書を受けまして教育委員会はもとより、南国市立中学校生徒に係る重大事態に対する詳細調査報告書を策定された岩崎委員長並びに松本副委員長とお会いし、委員の方々の調査に対する考え方についても詳しくお聞きをしました。委員の選任方法や調査専門委員会での調査方針についても説明をいただきました。このことを受け、市長として熟慮した結果、専門委員については法律、教育、心理学等の専門家であり、委員の選出についても各団体を通じ適任者を推薦していただいております、第三者による公立、公正な委員会である、また調査専門委員会による調査については、調査時点で明らかになっている事実や情報を客観的かつ多面的に分析しており、また調査報告書に記載された事実認定、評価についても委員の全会一致であり、調査は十分に尽くされていると判断いたしました、ということでした。

いじめによる自殺を防ぐために制定された法の趣旨も、そして子どもが学校でどんな状況であったのか事実を知りたい、その上で対策をとり、再発を防ぎたいと願う遺族の切実な思いが通じず、残念でなりません。

みずから命を絶たざるを得なかったKさんの思いに応え、二度と繰り返さないためにも、法に基づく再調査をするとの回答をすべきではなかったでしょうか。回答書の最後の児童・生徒が安心して学校生活を送れるべく、市を挙げて取り組むと言うのであれば、遺族の要望に応え、再調査をして課題を明らかにすべきでした。現状のままで再発防止策がとれると考えておられるのでしょうか。

要望書の内容をよく読んだ上での回答なのかという疑問が一つ、もう一つは遺族の要望書は遺族の知る権利を保証したいじめ防止対策推進法第30条2項に基づく再調査の要望であり、市長が回答したように調査は尽くされているとの市長判断を求めたものではありません。いじめ防止法案の概要には、学校の設置者または1の調査というのは最初の調査のことですが、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対して必要な情報を適切に提供するものとなっております。

また、この法律が成立後も附帯決議で、重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等の保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応することとうたっています。これを無視してなぜ却下になったのでしょうか。

法第30条2項は、重大事態への対処または重大事態発生防止のため必要があると認めたときは再調査できるとなっています。市長が認めなければ再調査できないと理解されたかもしれませんが、法の言う必要とは、法の趣旨に基づいて判断すれば、まさに遺族のこの要望書ではな

いでしょうか。さきの調査報告内容には納得できない、そして今後二度と繰り返してはいけない、そのための再調査の要望こそここに言う必要だと思います。そうでなければ、まだ幼い命をみずから絶つという痛ましいことから子どもたちを守る法とは言えません。

子どもたちに命の重さを知らせ、二度といじめによる自死が起きないように、大人の責任で子どもの命を守るべきだと思います。昨日教育長答弁にあった大人へと成長する宝物との観点から、きょうは答弁をいただきたいと思います。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、いじめ防止対策推進法は、いじめられている児童・生徒を守り抜く責任と遺族への情報提供、遺族への配慮を規定をしております。何を根拠に要望書を却下されたのか、まさか教育委員会と調査委員会の話を聞いただけとは考えられません。改めて却下した理由をお尋ねをいたします。

2点目は、要望書の3項目について認識と判断をお聞きをいたします。

1点目は、調査専門委員会での再調査について。

2点目は、新委員の選出方法について。

3点目は、第30条2項による附属機関による再調査。

以上についてそれぞれどのように検討をされ、その判断をされたのかお聞きをいたします。

3点目は、回答書には報告書に記載された以外の新たな情報や資料が根拠を持って寄せられるようなことがあれば、再調査を否定しないとありますが、遺族の方にその証拠を持ってこいという意味なのでしょうか、お尋ねをいたします。

教育委員会にお聞きをいたします。

1点目は、6月議会で次長が答弁された新しい取り組み6項目について、具体的にどのように学校で進められているのでしょうか。Kさんの自死を受けての取り組みですから、当然御遺族の方にも伝えておられる中身だと思いますが、伝えておられるのでしょうか。お聞きをいたします。進捗状況と一緒に、伝えておられるのかどうかをお聞きをいたします。

2点目は、スクールカウンセラーなど生徒が日常的に、そして気軽に相談できる人が必要だと思います。各校に配置をされているのか、またその身分はどうなっているかについてお聞きをいたします。他市でも何校かかけ持ちの上、身分も保障されていない状況だと聞いております。南国市の配置状況と正規雇用なのかどうか、そして各校への配置、身分保障などをお聞きをいたします。必要なら財政処置を講ずるべきではないかと思いますが、その点についてもお考えをお聞きをいたします。

3点目は、いじめ防止法は残された御家族への配慮を重視をしています。御両親はもとより、御兄弟がおられれば御兄弟へのケアはさらに大切になってまいります。十分に行われているのかどうか、現状と、そして今後の具体的な取り組みをお聞きをいたします。

次に、命を守る施策2点目は、保育行政について伺います。

先ほど保育行政については、詳しく南国市の状況もお聞きをしたところですが、先日新聞にも報道されましたが、認可外保育所あるいは認可されている保育所でも、うつ伏せ寝による死亡事故が起きています。これを受けて、赤ちゃんの急死を考える会は、緊急提言を国に提出をいたしております。事故の原因となるうつ伏せ寝の禁止を徹底し、子どもが睡眠中の部屋を保育者不在にしないように求めたということでもありますけれども。専門職としての保育士になるには最低五、六年かかると言われてきましたが、今では経験も資格もなくとも構わないことになっています。命を預かる仕事にもかかわらず臨時職員が多く、身分保障もない、その上受け持ち人数が多く、責任の重い職場です。先ほど挙げましたように、痛ましい事故が多く起きているのが現状です。公立、民間を問わず、ネックになるのは人件費だと思いますけれども、南国市に育つ全ての子どもたちが安全な保育環境で育てられることを目指すには、南国市独自の助成、以前は民間園に対して出しておりましたけれども、そうした助成をするなど必要ではないでしょうか。

事故を起こさないための保育士の人数配置など、どのように対応しておられるのでしょうか。市内全ての保育施設で安心して保育を受けることができるような方策をとっていただきたいと思います。現状と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、命を守る施策、国保税負担について伺います。

国保が都道府県化されることにより、今でも高くて負担が重い状況がどうなるのか懸念をされております。国保税が払えず、滞納になり、資格証となり、医療費が払えない状態になっています。必要な医療が受けられない、命にかかわる現状について、これまでも調査数字をもとに引き下げを要求をしてまいりました。都道府県化が目前に迫り、減免世帯が5割を超えている国保加入者の今後の負担はどうなるのか、見通しをお聞きをしたいと思います。

そして、国からの国保税負担軽減総額は、総額で幾らで南国市分は幾らになるのか、そして軽減されるなら、どれくらいの加入者が対象になるのかお聞きをいたします。

次に、子どもの医療費無料化実施のペナルティ一分、これも今後は独自に入れていくのかお聞きをいたします。

国保には、介護のような減免制度がありません。年金月額12万円、ケアハウス利用料10万円、

障害者1級でひとり世帯の男性の国保税は年額11万円です。病院、電話代等払えば、常に赤字とのことです。同じ税額でも負担感が違います。県との協議の中では、これまで担当窓口として見てこられた加入世帯のこうした実情を届け、市民が滞納せず払える国保税になるよう尽力をしていただきたいと思います。

都道府県化に当たり、6月県議会では医療から排除される人をつくらないことを確認がされています。また、県は、安心して必要な医療を受けられること、そして国保の持つ構造的問題も策定目的に書き込むと明らかにしています。一人一人の状況が反映されていない、現在でも起きているこの課税を何らかの対策をとり、改善されることを強く願っております。見通しをお聞きをいたしまして、1問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 福田議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

昨年9月1日に香長中学校の生徒さんが亡くなられて1年を迎えましたが、改めて御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様方の御心痛をお察ししますに、本当に断腸の思いがいたします。

さて、質問のありました御遺族からの私への要望についてであります。その概要は、まず第1に南国市調査専門委員会による再調査を要望されております。そして、再調査をするに当たっては、新たな委員を加えるよう委員の選出方法についての御要望があったわけでございます。この要望に対しまして、その内容について私なりに熟慮をし、最終的に再調査の必要はないと判断いたしましたわけでございます。御家族、すなわち御両親には直接お会いいたしまして回答書をお渡ししましたが、その際、調査専門委員会の報告書について私が検討した経過並びに結果に至った理由も説明させていただきました。お渡しした回答書にも述べさせていただいておりますが、私は要望書をいただいたとき、教育委員会はもとより、調査報告書を作成された調査専門委員会の岩崎委員長と松本副委員長のお二人にも直接お会いいたしまして、調査の内容や方法、考え方について詳しくお伺いいたしましたわけでございます。

また、調査専門委員会の委員の選任方法についても確認いたしました。委員の皆様は、法律、教育、心理学などの専門家であり、それぞれ各分野の団体組織から適任者として御推薦いただいた方々であり、全く中立、公正の確保もされていると判断しております。こうした委員の皆様が客観的かつ多面的に調査・分析され、事実を認定し、報告書にまとめられておるわけでございます。当然ながら事実認定に当たっては、調査の中で推測の域を出ない内容などにつ

いては事実として認定せず、一つ一つを慎重に検討されておられました。

いじめ防止対策推進法では、第28条の規定に基づき、教育委員会を通じて受けた調査の報告について、市長は必要とあると認めるとき、その調査結果について調査を行うことができるとの趣旨であります。私は今申し上げましたように、私が確認したところ調査専門委員会では、十分に調査は尽くされていると判断に至ったわけでございます。したがって、法の規定にのっとり判断したものであります。

なお、要望書の要望につきまして、それぞれに回答していないとの御指摘でございますが、御要望は再調査することと、再調査するに当たっての委員選出方法でございまして、再調査の必要はないと判断しましたので、それ以降の御要望についてはお答えする内容がない、こういうことでございます。

○議長（西岡照夫君） 教育長。

〔教育長 大野吉彦君登壇〕

○教育長（大野吉彦君） 福田議員さんの御質問への答弁に入ります前に、私からも改めまして御冥福を心からお祈りを申し上げます。

それでは、福田議員さんの再発防止への取り組みとスクールカウンセラーについての御質問にお答えをいたします。

6月議会でも答弁させていただきましたが、現在教育委員会では調査専門委員会で行っていただきました再発防止のための6つの提言を受け、再発防止、予防等に取り組んでおるところでございます。

1つ目は、自死の背景、要因につながるサインに気づき、支援する体制強化についてです。

各種調査等、児童生徒から発せられるサインを組織的に把握し対応していく体制の強化を図っております。例えば、全国学力・学習状況調査での児童生徒質問紙調査においても、自分にはよいところがあると思うや、学校に行くのは楽しいと思う、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うなど、自尊感情や学校生活、道徳に関する設問については、調査結果が学校に返ってくるのを待つのではなく、各校で速やかに把握をし、児童生徒一人一人に組織的に対応を行うようにしております。

また、Q-Uアンケートの利活用につきましても、要支援群の児童生徒のアセスメントについては、特に速やかに行い、組織的に支援を行う体制をとっており、7月までに各学校で行ったQ-Uアンケートの結果をもとに、市教委の指導主事が学校を訪問し、各学校でのアセスメントの状況や、個々の児童・生徒の支援策等を確認し、確実に支援を行えるよう取り組みを進

めております。

そして、把握したサインにつきましては、現在配置しています7名のスクールカウンセラーや3名のスクールソーシャルワーカーが兼務にて18校をカバーいたしてありまして、さらに心理や福祉の専門家も交え、アセスメントを行っております。

また、ふれあい教室に週2日カウンセラーを配置し、市内全域の支援や相談窓口として保護者も相談できる体制づくりを行っております。

さらに、保幼小中連携におきましても支援引き継ぎシートの活用の徹底を図り、児童生徒の支援が校種間で引き継ぎができる体制の充実を図っております。

2つ目は、子供にとってのゲートキーパーを見つけ、子供を守る支援ネットワークをつくることです。

自死の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守り、自死を予防する人をゲートキーパーと呼びます。市教委としましては、調査専門委員会の報告書をもとに、再発防止のための子供の自殺予防リーフレットを作成し、4月13日の全教職員研修にて解説を行いました。また、8月4日には学校での教育活動の核である教務主任を集め、子供の自殺予防についての研修会を行っております。そして、8月23日の教職員研修では、帝塚山大学神澤創教授をお招きして、ゲートキーパー育成研修を行いました。また、9月10日からの自殺予防週間の取り組みとして、一昨日の9月14日に教職員を対象とした南国市自殺予防教育学習会を実施いたしました。ゲートキーパー養成講座につきましては、学校の冬期休業中にも開催する予定をしております。

このように、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと、保健・医療・福祉の専門職者等が子供の自殺予防についての研修を積み、誰もが支援者やゲートキーパーとなれるよう取り組みを進めております。

3つ目は、必要な専門機関に確実につなぐ支援体制の構築についてです。

自死の予兆となる行動がある場合には、本人の意思や家族の気持ちも重要ですが、確実に専門機関につなぐことが重要であり、そのようにできる体制を整えるということです。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、こども相談係、子育て支援課など関係機関の支援も受け、医療、心理、福祉等に確実につなぐことができるよう、学校と教育委員会で情報共有を図りつつ、個別の支援を確実に行うよう取り組みを進めております。

また、既存の要保護児童対策協議会等の場を通じて、関係機関との連携や協力による支援の充実を図ってまいります。

4つ目は、子供の自尊感情、自己肯定感を高める環境づくりの検討についてです。

児童生徒一人一人が取り組んできた生活の仕方を尊重し、できることをスモールステップで取り組むよう、学業も含めて日常生活を支援してくことも大切です。困難な状況に直面したときに、乗り越えていくことのできる基盤となる自尊感情、自己肯定感を高める支援、学校での環境づくりを一層大切にしていける必要があるということです。児童生徒が安心して過ごせ、夢や志、自信を持てる学校を実現するためには、全ての教育活動の中に生徒指導の視点やキャリア教育の視点を持って取り組んでいくことが重要になります。

現在、指定校で取り組んでいます、志育成型学校活性化事業をもとに、全市的な取り組みの充実を図ってまいります。

5つ目は、子供の学習状況の苦手さを克服する支援体制づくりについてです。

勉強してもなかなか成果の見られない子供に対して、達成感を持てるようにするためにどのような学習支援を行っていくか検討し、取り組む必要があるということです。児童生徒一人一人の学力を保障していくためには、各学校での授業改善や学力向上の取り組みの充実を図ることや、家庭での協力もいただき、家庭学習の定着を図ることが重要ですが、より積極的な学力保障の機会を保障できるよう、昨年度から放課後等学習支援事業により、放課後等の補習学習のための支援員を配置し、学び直しができる機会の確保を行っております。本年度は、昨年度の4校から13校に拡充して実施しております。

6つ目は、御家族への支援の継続です。

御家族への継続的な支援が最も大切なことだと考えており、学校を中心として支援を行っております。

このように取り組みを進めておりますが、それぞれの取り組みについても定期的に検証を行い、再発防止に向けた取り組みのさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 子育て支援課長。

〔子育て支援課長 田内理香君登壇〕

○子育て支援課長（田内理香君） 福田議員さんの御質問にお答えいたします。

職員の雇用につきましては、保育所は11時間開所、約8時間労働が基本となることで、開所時間、必要な職員配置については常勤8時間勤務の職員だけでは対応できないため、短時間雇用も必要となり、各保育所においては臨時職員やパート職員を雇用し、対応しております。

次に、6月議会において小規模保育所などにおける保育士配置基準の緩和について条例の一

部改正を提案いたしました。また、県も保育施設での保育士配置基準の緩和について条例を改正いたしました。この基準の緩和は、保育士資格者でない子育て支援員などが保育士に取ってかわり保育を行うことが許されたものではありません。保育所などにおける保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則であると考えます。各特例を実施するに当たっては、保育士が専門的業務に専念することができるよう、また保育士の負担軽減が図られるよう、保育に直接影響を及ぼさない事務的作業などは保育士以外の者が行うなど、業務負担の見直しが必要であり、この特例配置は積極的に推進すべきものとは考えておりませんが、これらのことにより保育の担い手の裾野を広げるとともに、保育士の勤務環境の改善につながる一面もあると考えております。

次に、民間保育園の職員待遇に対し、公立保育所との格差是正のため補助することにより適正な職員配置などを図ることを目的に、平成26年度まで市独自の給与等改善費補助をしておりました。子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年度より、子供1人当たりの保育に必要な公定価格の基本加算額の一つである処遇改善加算が充実されたことにより、現在市の単独補助は行っておりませんが、先ほど岡崎議員さんにお答えをしましたように、障害児加配などにおいては、十分とは言えませんが補助を続けております。

なお、南国市は各施設が設置運営基準を守り、それを確認する立場として制度の勉強会、保育の研修会、また集団指導、実地指導を行い、さらなる質の確保向上に努めております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 市民課長。

〔市民課長 島本佳枝君登壇〕

○市民課長（島本佳枝君） 福田議員さんの御質問にお答えいたします。

国民健康保険制度の安定化として、平成27年度から1,700億円の財政支援が行われており、さらに平成30年度からは3,400億円の公費拡充により財政基盤強化を図ることとなっております。

平成27年度、本市では低所得者数に応じた財政支援として、基盤安定繰入金が約6,000万円の増となっております。平成30年度から実施予定の公費拡充による配分はまだわかりませんが、内容としては財政調整機能の強化、自治体の責めによらない要因による医療費増への対応、保険者努力支援制度への対応などとして実施される予定です。

都道府県単位化後の法定外の繰り入れにつきましては、国では追加的公費の拡充策などにより今後解消が図られる方向としており、市町村の決算補填等を目的とする一般会計繰入金は計

画的な解消、削減を行っていく考えが示されております。しかし、市町村の実情により法定外の繰り入れを実施している多くの市町村の実情も含め、今後県と市町村の協議により繰り入れについての考え方を整理していくこととなると思われまます。

新たな国保制度においては、都道府県が市町村の事務の効率化や標準化を推進することとなり、国保事業の運営に関する県内統一的なルールを定める都道府県国保運営方針策定要領が国から示されております。西川議員さんの御質問にもお答えいたしました。これに基づき県と市町村において平成30年度からの標準保険料率の算定方式や、国保事業費納付金の算定方法などの協議が行われております。

広域化後の南国市の国保税への影響につきましては、県内単一の保険料率ではなく市町村ごとの医療費水準などを反映させる方針とされておりますが、医療費水準をどの程度反映させるか決定しておりませんので、現時点では確定はできませんが、今後の協議により決定していくこととなります。

国保制度改革は、財政基盤の強化を図り、将来にわたり国民皆保険を支える国民健康保険制度を持続可能としていくためのものであり、福田議員さんの言われた医療から排除される人をつくらないということをしかりと認識し、市町村の立場、市町村の意見が十分に反映されるよう、県と市町村の協議を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 19番福田佐和子さん。

○19番（福田佐和子君） 答弁のなかった項目もありますが、それは答弁しなかったということは、そういうことだというふうにと受けとめました。

市長が法の規定にのっとり判断をされたというふうに言われましたけれども、この法律はそんなふうに解釈をするようにとはなっておりません。これは、南国市いじめ防止基本方針なんですけれども、その中に書かれているのが、最初の調査の実施このときにも事実関係を明確にするとは、重大事態に至る原因となったいじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような対応であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのような対応をしたかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。この調査は、民事、刑事上の責任追及やその他の訴訟の対応を直接の目的とするのではなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものを目的として行う。また、教育委員会及び学校自身がたとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかり

と向き合い、専門委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならないと。これ、いじめ防止対策法の法に基づいて南国市がつくっている基本方針です。

また、14ページでは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任というのが書かれています。教育委員会また学校はいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係、いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような対応であったか、学校がどのように対応したかなどについて説明をしておりますけれども、これまで御遺族が何度か質問書を教育委員会に出しておりますけれども、調査の結果はお答えできないというお返事が何度も返っています。

そして、プライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供すると書きながら、ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならないというふうになっております。

また、調査結果の報告を受けた市長による再調査及び処置についても、同じことを繰り返すこととなりますので、大事なことだけ言いますけれども、当該報告に係る重大事態への対処は、同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、というのは、先ほど私は法に基づいて出された要望書ですけれども、これに基づいて市長が再調査をすることができる、なお従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒または保護者が望む場合には、教育委員会や学校が行う調査と並行して、市長等による調査を実施することもあり得ると、書いています。再調査についても教育委員会または学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明すると。これ、南国市がみずから決めた決まり事ではないですか。それをなぜ却下できるのでしょうか。

そして、6月議会で同じように教育委員会から配付をされました子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針改訂版にも、遺族に対しての説明がこれを果たすことが責任、きちんとうたわれております。遺族が希望する場合には、その所見をまとめた文書の提供も最初の調査報告書には市長に宛てて添付することができるということも書かれております。

そして、何といても遺族が望む場合には、市長の権限で調査ができるということになっているんですね。それでなぜ却下できて、法律に基づいて判断をしたと先ほど答弁をされましたけれども、あくまでもここに書かれているのは、再調査についても学校の設置者または学校等による調査同様、再調査の主体は遺族に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識

し、と書かれております。これが国が出した法律と指針と、そしてそれに基づいて南国市が立てた基本方針の中身です。ですから、先ほどの市長の答弁は、当てはまらない。法律に基づいてと言うのであれば、再調査をすべきで、どこをどう読んでも市長が判断をして再調査するかどうかということを決めなさいとは書いてないです。どうして、そのあたりが議論をされなかったのか、私は不思議でなりません。

私は、改めて再調査をするべきだということを要望しておきたいと思います。

そしてもう一点、これは京都精華大学の住友剛先生がみずからも第三者委員会の委員を務めながら、最近の第三者委員会のあり方を考えるというのをまとめたものがあります。大変長いものなので、少しだけ引用をさせていただきたいと思っております。遺族が望むのは、我が子に何があったかを知ること、そしてそのことを教訓にして二度と同じ悲劇が繰り返されないことだ。これは、NPOの調査でも、またさまざまなそういう立場の子どもたちを助けていただいている人たちからも上がっている声です。遺族の思いはそれです。そして、私の知る限り、これは私の知る限りではないので、住友剛先生の知る限り、多くの学校での重大事故・事件発生時には、学校教育行政の立場から事態の鎮静化を観点とした事後対応がとられがちである。別の言い方をすると、それが学校の危機管理の現状であるというふうにも指摘をされております。

そして、とてもこの中で私は大事なことと思いましたが、さまざまな作業をする中で、調査・検証の作業において重要なことは、調査委員会の側としては、重大事故・事件の発生について家庭の子育てのあり方に直接的原因を求めないということである。私の知る限りでは、重大事故・事件で亡くなった子どもの親は、たとえ学校や教育行政に不満や不信感をぶつけていても、その一方で自分の何が間違っていたのかと延々と我が身を責める傾向にある。しかし、いろんな課題が家庭にあったにせよ、我が子が自殺をしたり、いじめられたりするように育てたいと思ってきた親は一人もいない、ということです。ここを押さえておく必要があると言われております。検証委員会の皆さんが余り経験のない、そういう検証委員会に入って検討をされるわけですから、さまざまなこともあるかもしれませんが、検証委員会の委員さんがまず立たなければならないのは、そういう亡くなられた子どもさんと、それから御遺族の皆さんの気持ちに添って何を検証するか。今後そういうことを再び引き起こさないための調査をどうするかということだと思っております。

この先生の指摘は、今南国市だけでなく全国各地で行われている検証委員会のあり方が問われているものだと思いますが、このことについて教育委員会は、この先生が指摘をされた第三

者委員会のあり方についてどんなふうに考えておられるのか、2点お聞きをいたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

○市長（橋詰壽人君） 6月30日に再調査の要望をいただきまして、当然のことながら我々は調査専門委員会にも御相談をさせていただきました。その中で、委員長さんが文書にして私に見解といいますか、こういうものを要望書に対する見解をいただいたわけでございます。

まず、再調査についてでございますが、当調査専門委員会は、27年9月30日から28年2月29日までの間、可能な限りの調査、議論を尽くし、平成28年2月29日付報告書を作成、提出をした。そこに記載された事実認定、評価については、専門委員の全員一致によるものである。したがって、当該報告書が前提とした情報、資料と同一の情報資料による当調査委員会の再調査は、当調査委員会が当該報告書の記載内容が誤りであったことを承認することにほかならないから、これを入れることはできない。もとより、当該報告書が前提とした情報資料とは別に、自死の原因になり得る新たな情報、資料が根拠を持って寄せられたというのであれば、当該新情報、資料を当調査専門委員会で検討の上、場合によっては再調査を開始することもあり得る云々。そういうことでございます。私もこの調査を依頼した責任者としてやれることは全部やっておる、このように確信しております。

○議長（西岡照夫君） 教育長。

○教育長（大野吉彦君） 2問目にお答えをいたしたいと思いますが、先ほど市長もお答えになられましたが、事案が発生しましてからすぐにこれは御家族の要望がある前に教育委員会としてまず第三者委員会を立ち上げて、きちっといじめがあったかないか調べなくてはいけないということで、委員会が先に動きまして、今申し上げましたように法律、教育、心理学、福祉等、各専門機関に御推薦をお願いして、その各専門機関がこの人だったらという方を推薦して立ち上げた第三者専門委員会でございます。

先ほど市長も申されましたように、その人選をいただいた後、御家族の方、特にお父さん、お母さんにいじめがあったかどうか詳細な調査をしたいということでお話を申し上げ、その趣旨も御理解いただき、調査専門委員の委員の方々のお名前、職業等も全てお伝えをし、御了解のもとに調査専門委員会を立ち上げ、平成27年9月30日の第1回から最終回取りまとめの28年2月29日まで13回にわたっての調査専門委員会を行い、その都度子供たちから出てきたアンケートをもとに保護者の了解のもとで第2次、第3次、第4次まで追いかけて追いかけて調査したものでございます。したがって、この報告書に書かれていること、いわゆる調べて出てきました報告書が第三者委員会が誠心誠意対応してくれてまとめてくれたものでござい

す。したがいまして、お父さん、お母さんにこのことを調査専門委員会の委員長さん、副委員長さんから直接説明をさせていただきました。その上で、御両親様のほうから再調査を願うものがあれば、次には市長にお願いしてということで先般の議会でも申し上げましたとおり、再調査を要望されました。ただ、そこまで調査専門委員会もしっかり判断してくれておりますし、市長のほうでも委員長、副委員長ともお会いをし、内容を確認をし、最終的に御判断をされたものだと思いますので、ぜひそのあたりをお酌み取りいただきましてお考えいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 19番福田佐和子さん。

○19番（福田佐和子君） 先ほどの答弁だと、これ例えば、何としてもいじめをなくそうというこの法律は、児童生徒に罰を与えることまでうたい込まれた非常に厳しい法律なんですね。それを大人の解釈でどうにでもなるのかというふうに残念な答弁をいただいたわけですが、先ほど教育長からも答弁いただきました。確かに専門委員会の皆さんは専門家です。ただ、この住友先生が私、またけんかになるかと思って読み上げませんでしたけれども、例えば専門家の委員が設置をした調査委員会やから、そこが出したものには間違いがないと、それでお墨つきがつくのではないかと。ただ、専門家と同時に、及び経験を有する委員さんが入るべきだと書かれているんです。今回は学校現場で小学校、中学校の現場で例えば子どものいじめに携わってきたりした経験された先生は入っておいでになりませんでした。

先ほど確かに市長も教育長も言うように、専門家が入った。例えば推薦もされて入ってきたから、そこで出した結果は間違いがないというのであれば、この法律に決まった再調査っていうのは何なんですか。

私は、この再調査を却下したという南国市の教育行政の姿勢が納得いきません。

先日、6月議会が終わった後で議会だよりで私の質問が載ったということで、議会だより読んだ、うちの子もそうだったという電話をもらいました。教育長のところに行ったお母さんです。18歳ぐらいになってから、僕もそうだった。何で言わなかったかという、お母さんに言うと学校に行って先生に言う、先生はその相手の人に注意をしてまた僕がいじめられる、だから言えなかった。だから、いまだにそのつらかった思いをその子どもさんは引きずって、県内にはおりたくないという思いを持っておられますし、お母さんもそのときに母親として何も気づいてあげられなかった。そのつらい思いで、矢も盾もたまらずになって教育長のところへ大野先生のところに話しに行っただけです。そのときの会話は私も聞きましたが、ここで繰り返す

ことはしませんでした。そのお母さんが言うには、大野先生が現職の先生でおったらいじめはなかったと。意味わかりますでしょうか。と言われてました。ですから、言葉に出さないからいじめられていないのではなくて、元気そうにしているから元気なんじゃないという、子どもの状態をやはりもっと知るべきだと思います。先ほどの答弁聞きますと、本当に何というか、親としてまた自分の子どもとしてどんなふうに捉えているのかというのを、残念な思いで今回質問したんですけれども、私は引き続きそういうことは明確にしながら、法に決められたことを明確にしながら二度と繰り返さない、その立場で私は市長にも教育長にもその立場でおっていただきたいと思いますが、最後に一言いただいて終わります。

○議長（西岡照夫君） 市長。

○市長（橋詰壽人君） 私はやっぱり福田さんがどういう立場でお話をされておるのか、そういう弱い立場の人の立場に立って発言をされているようで、実は学校の先生集団を何と言いましたか、あなたは。そういうあなたの態度がよくわかりません、私は。

それから、この立派な先生をやったから何でも正しいなどということは全く私は思っていないですよ。この全体の報告書として、そのことは隅々までやれるところは全部やったと。あなたの言ってることは、頭から決めつけておるんじゃないですか。それから、これでしょう。あなたの報告書で不明の部分は後から明らかになることが多いと思うが、再調査をしないかと、こういうことですよ。そういうことも確かにあったかもわかりませんが、私は今回の調査報告というのは、やれることはやったと信じておるとのことなんです。

○議長（西岡照夫君） 教育長。

○教育長（大野吉彦君） 私からもぜひ御理解いただきたいんですが、この調査専門委員会は、法律に従って全くいわゆる関与していない第三者によって行うということが明記されております。その中には心理学、教育、今言いましたように福祉、弁護士、いろんなそういう方々が入って本当に誠実に一生懸命追いかけてくれました。わからないことは追いかけて追いかけて追いかけて、これでもわかりませんでしたと書いてくれています。それからわかりました事実については、こうです。明確に書いてくれています。そういう面での報告書でございますので、今これがいわゆる信じられるとか信じられないとかいうことを今福田議員さん言われたんですけれども、私としては本当に教育委員会として第三者の方にお願ひし、誠心誠意いじめがあったのかどうか、自死に至った要因、原因はどのような背景があったのか調べていただいて出てきた報告書だと、そのように感じております。どうぞ、そういう面でもう一度福田議員さんにもお読みをいただいて、お願いをしたいというふうに思いますので、御理解をどうぞよろしくお願

いたします。

○議長（西岡照夫君） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

---

\*

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。9月17日から19日までの3日間は休会し、9月20日に会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

9月20日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時50分 散会